

砥 部 町 議 会
平成 27 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会（第 1 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 12 月 3 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 12 月 3 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 岡田 洋志 介護福祉課長 門田 伸介 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 重松 邦和 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。		
議員の指名	10 番 山口 元之 11 番 西村 良彰		
傍聴者	26 人		

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 1 日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 49 号 平成 26 年度砥部町水道事業剰余金の処分について

日程第 7 認定第 1 号 平成 26 年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 26 年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成 26 年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成 26 年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 5 号 平成 26 年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 6 号 平成 26 年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 13 認定第 7 号 平成 26 年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 8 号 平成 26 年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 15 認定第 9 号 平成 26 年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 16 認定第 10 号 平成 26 年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 27 年 12 月 3 日（木）

午前 9 時 30 分開会

○議長（平岡文男） ただいまから、平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会を開会いたします。町長からの招集のあいさつがございます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 12 月の定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様には、年末の何かとご多忙のなか、ご出席を賜り、提案させていただきます案件をご審議いただきますことに対し、心から御礼を申し上げます。さて、今年も、残すところ 4 週間余りとなりました。この 1 年を振り返ってみますと、今年も異常気象による様々な災害で、各地に被害をもたらしました。特に 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が一部決壊し、広範囲にわたり街が水没いたしました。その映像は、皆様もご覧になったかと思いますが、まるで、4 年前の東日本大震災の津波のような勢いでありました。家は流され、電柱や屋根の上に上がり、救助を待つ人たちの映像を祈る思いで見ておりました。先日、平岡議長と東日本大震災で被災し、昨年から職員を派遣している宮城県山元町を訪問いたしました。山元町の齋藤町長さんに町内を案内していただき、被災状況と復興の現状について説明を受けました。被災から、4 年 8 カ月が経過いたしておりますが、その爪痕は、未だなお大きいものでありました。しかし、しっかりと、着実に復興に向けて進まれておりました。改めまして、震災により、お亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、復旧・復興に尽力されている皆様方に心から敬意を表したいと思っております。今年も、戦後 70 年の節目の年でもありました。戦後最長の会期となった通常国会において、安全保障関連法案が成立いたしました。先日もパリで同時テロが発生いたしました。イスラム国による国際テロなどを考えますと、一国だけで自国を守るのは難しい時代となっているのかもしれない。日本を取り巻く環境も大きく変わってまいりました。国民の生命と安全を守るための法整備は、大変重要なことだと感じております。さて、国政に目を向けますと、第 3 次安倍内閣が発足をいたしました。1 億総活躍社会をスローガンに、新 3 本の矢として、強い経済、子育て支援、社会保障の 3 分野を重点的に推進していくと宣言されましたが、秋の臨時国会は開かれず、TPP 交渉の大筋合意による国内対策や消費税 10% への引き上げに対する負担軽減策など、課題は山積したままとなっております。新年早々に、通常国会が開かれるようですが、これらの課題解決に向け、慎重審議を重ね、国民への説明責任を十分に果たしていただきたい、安心して暮らせる国づくりをより一層進めていただきたいと思っております。本町にいたしましても、住民の皆様が安心して暮らせることができるまちづくりに引き続き取り組んでまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。それでは、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。計画書の策定が 1 件、条例の制定が 1 件、条例の一部改正が 5 件、一般会計等の補正予

算が5件、人権擁護委員の推薦が1件となっております。いずれも、詳細に説明させていただきますので、ご議決・ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平岡文男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番山口元之君、11番西村良彰を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（平岡文男） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月26日開催の議会運営委員会におきまして、本日から11日までの9日間としております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月11日までの9日間に決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（平岡文男） 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告いたします。次に監査委員より、10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について、10月23日に徳島県で開催された、第56回四国地区町村議会議長会研修会に欠席届のあった議員を除く15名の議員を派遣し、ジャーナリストの後藤謙次氏並びにNPO法人グリーンバレー理事長の大南信也氏の講演を聴講いたしました。なお、11月に開催を予定していた議会報告会については、諸事情により開催を見送りましたので、ご報告をいたします。次に、委員会の委員派遣について、総務常任委員会が、10月19日から21日まで、埼玉県三芳町、茨城県美浦村並びに全国町村議会議長会において、フェイスブックを活用した情報発信、議会基本条例、タブレット端末の運用及び今後の町村議会のあり方について、また、産業建設常任委員会が、10月19日から21日まで、宮城県加美町及び岩手県久慈市において、加工・業務用野菜の生産と6次産業化及びロケツーリズムによるまちおこしについて、厚生文教常任委員会が、11月4日から6日まで、長野県長野市及び富山県富山市において、山村留学及び富山型デイサービスについて、議会運営委員会が、11月17日から18日まで、京都府久御山町

におきまして、議会基本条例、政策討論会及び議会中継の配信について、それぞれ研修を行った旨の報告がございました。次に、本日までに受理しました請願、陳情は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いをいたします。以上で、諸般の報告を終わります。



#### 日程第4 行政報告

○議長（平岡文男） 日程第4行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 平成27年9月議会からあとの行政報告を行います。お手元にお配りしております行政報告をご覧ください。1ページでございます。まず、総務課の関係でございますが、(1)11月25日中央公民館で、それから26日にはひろた交流センターでマイナンバー制度に関する住民説明会を開催いたしました。中央公民館では115人、ひろた交流センターでは19人の参加がありました。また、要請のあった地区には、出張説明会を随時開催しております。(2)11月22日に宮城県山元町で開催されました第5回山元町ふれあい産業祭の復興支援ブースに出展いたしました。復興支援ブースには、全国から93団体が出展し、砥部町は砥部焼、七折梅製品、紅まどんなの販売と観光PRを行いました。県内からは八幡浜市、上島町、そして砥部町の参加がありました。来場者数は約3万6千人でございます。続きまして、選挙管理委員会の関係でございますが、(1)明るく正しい選挙の啓発を目的に、明るい選挙ポスターを募集し、町内の児童生徒から311点の応募がありました。優秀な作品を県に送り、県審査において6人の作品が入賞いたしました。また、学校審査を通過し、町に提出された87作品は、砥部陶街道文化まつり芸術文化フェスタ会場に展示いたしました。

続きまして、企画財政課の関係でございますが、(1)11月15日の愛媛サイクリングの日に、町内を自転車で巡る陶街道まるごとスタンプラリー自転車でGOを開催いたしました。中村時広愛媛県知事をはじめ、90人が参加いたしました。(2)9月7日から11月16日までの入札執行状況でございます。設計金額の総額が3億1,891万8千円。落札総額が2億5,237万4千円でございます。落札率が79.1%ございました。①建設工事が23件、次のページ、2ページをご覧ください。②測量・建設コンサルタントが3件、③その他の委託業務が4件、④物品購入が2件でございます。設計金額の総額などにつきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、産業振興課の関係でございます。(1)10月31日、11月1日の2日間、恒例の秋の砥部焼まつりを砥部焼伝統産業会館周辺で開催いたしました。59の窯元が出展し、好評の露天方式による砥部焼の対面販売やイベントなどを行い、約3万5千人の

人出で賑わいました。(2) 11月1日、ひろた交流センターをメイン会場に、広田ふるさとフェスタを開催いたしました。地元の有志や小学生による伝統芸能など、それからイベントを行い、約3,600人の人出で賑わいました。(3) 11月17日、平成5年オープンから22年目で、とべ温泉湯砥里館の入浴者が300万人に達成いたしました。300万人目のお客様で、町内在住の大内京子さんに、砥部焼と入浴券を贈呈いたしました。

続きまして、生活環境課の関係、公共下水道の関係でございます。中央幹線、①原町地区14工区でございますが、11月末現在進捗率90%でございます。②原町区15工区でございますが、11月末現在進捗率80%でございます。面整備の関係ですが、①八倉区41の2工区、11月末現在の進捗率が80%でございます。②八倉区の41、4工区、11月末現在の進捗率が70%でございます。3ページをご覧ください。③原町区、南ヶ丘北団地の方でございますが、43の2工区と、43の3工区でございますが、11月末現在の進捗率、どちらも35%でございます。水道事業関係でございます。①上野地区配水管布設替工事、2工区でございますが、11月末現在の進捗率75%でございます。②砥部町上水道第8次拡張事業の関係でございますが、第4水源池川井ポンプ場、11月末現在の進捗率は、60%でございます。

続きまして、国体推進課の関係でございます。(1) 10月18日、陶街道ゆとり公園体育館で、バドミントン競技の普及を目的に、砥部町バドミントンふれあいフェスタを開催しました。メイン指導者に愛媛県の現役国体選手2人をお招きして、町内小中学生と親子約90人が参加いたしました。

続きまして、社会教育課の関係でございますが、(1) 第74回愛媛県児童生徒発明工夫展に砥部町少年少女発明クラブから多数入賞いたしました。特賞、知事賞ですが、砥部小学校4年生竹内龍生さん、自転車の鍵閉め忘れ防止装置、それから特賞、井関賞ですが、砥部小学校6年の芳野志乃介さん、すくいやすい食器。優秀賞4人、努力賞6人で行いました。(2) 11月15日から20日まで、砥部町少年少女発明クラブのOB3人が、台湾で開催されました2015世界青少年発明工夫展に出場いたしまして、香港特別賞、マレーシア特別賞を受賞いたしました。4ページをご覧ください。4ページの上の欄でございますが、作品名、出場者につきましてはご覧のとおりでございます。続きまして、(3) 11月28日に東京工業大学で開催されました第6回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会に、砥部中学校の1年生6人が愛媛県代表として出場し、夢の四国新幹線走らせ隊がNHK会長賞、銀メダルを受賞しました。以下作品名等をご覧のとおりでございます。続きまして、(4) 11月3日、県庁で砥部焼のデザインや工芸技術の向上に多大な功績がありました工藤省治さんに、県教育文化賞が贈られました。続きまして、(5) 芸術文化フェスタが10月31日、11月1日の2日間、中央公民館を中心に開催されました。町民の皆様988人が参加し、1,130点の作品展示、バザーやお茶席などを行いました。それから、文化会館では、11月7日に吟詠大会、11月14日、15日に、みなくる芸能発表会を開催し、364人の出演者が日頃の練習の成果を発表いたし

ました。以上で行政報告を終わります。

○議長（平岡文男） 以上で、行政報告を終わります。



## 日程第5 一般質問

○議長（平岡文男） 日程第5一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。まず1、地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援についてです。現役世代のひきこもり・不就労者の増加は、地域の活性化を妨げるだけではなく、高齢家庭の負担となっています。地域で就労できずにひきこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められています。厚生労働省では、ひきこもりを様々な要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態と定義し、それが平成27年8月には、約26万世帯に上ると推計しております。最近では、いったん社会に出てから挫折したことでひきこもる状態になる人が増え、ひきこもりの高年齢化に拍車を掛けています。また、年齢が高くなるほど、抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなっています。厚生労働省では、ひきこもり対策推進事業として、各県の都市部にひきこもり地域支援センターを設置しております。ここでは支援コーディネーターが、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話や来所等による相談への対応、家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐことを事業内容といたしております。愛媛県においても、ひきこもりに関する相談窓口として、心と体の健康センターひきこもり相談室を設置し、地域におけるひきこもり支援を行っています。また、今年4月に施行した生活困窮者自立支援法では、ひきこもりの人を含む社会的に孤立している人たちへの支援策が講じられております。ただ、この生活困窮者自立支援制度への取り組みは、福祉事務所のある自治体で実施することとされており、福祉事務所のない砥部町については、愛媛県を実施主体とした取り組みとなっているようです。そこで、町長にお伺いいたします。この生活困窮者自立支援制度によるひきこもり支援策として、現在、砥部町ではどのような措置が講じられていますか。また、今後、砥部町や地域が担うことのできるひきこもりの社会復帰支援について、お考えをお聞かせください。

2点目、子育て応援アプリをはじめとする自治体アプリの開発を。平成27年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育をはじめとする様々な子育て支援に関する情報提供や相談、助言を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められ

たことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討・展開するようになりました。昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけではなく様々な形の子育て支援が求められており、自治体における利用者支援事業も利用者ニーズに幅広く対応する必要性が増してきております。そのような中、東京都世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した利用者支援事業を実施し、注目を集めております。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、平成26年10月から、せたがや子育て応援アプリを公開しています。アプリを通じて提供される情報には、おむつ替え・授乳スペース公園などの施設を検索できる施設マップナビ、子育て支援情報や申請・手続きなどの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園・保育園施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、登録した子どもの生年月日や住所に応じた検診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に子育て支援情報を提供しております。利用者からは好評を得ており、アプリの公開から1年が経過した平成27年9月末時点でのダウンロード数は、8,974件となっているようです。砥部町でも同様のアプリを開発することで、近隣の自治体と連携した情報の提供を検討することも可能になり、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることができると思います。現在、多くの自治体が住民に向けて、独自にスマートフォン用アプリを公開し、無償で生活に欠かせない様々な情報を提供していますが、砥部町での子育て応援アプリをはじめとする自治体アプリの開発について、町長のお考えをお聞かせください。以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、地域で取り組むひきこもりの社会復帰支援についてのご質問ですが、まず、生活困窮者自立支援制度によるひきこもり支援対策としましては、中予地方局から砥部町社会福祉協議会が委託を受け、事業を実施をしております。社会福祉協議会にくらしの相談支援室を設置し、ひきこもりの方や非正規雇用労働者、年収200万以下の給与所得者の方々を対象に、自立相談や住宅確保に関する支援を行っております。町といたしましては、今後とも生活困窮者の早期発見及び把握に努めるとともに、社会福祉協議会やハローワークなど関係機関と連携しながら、自立支援対策に努めてまいります。また、ひきこもりの社会復帰支援につきましても、ひきこもり状態の方やその家族が社会的孤立者とならないよう、民生児童委員にもご協力をいただきながら、潜在化しているひきこもりの早期発見やひきこもりで悩んでいる方々の声を聞ける体制づくりを構築するとともに、自立へ向けての助言や愛媛県の心と体の健康センターなどの関係機関と連携しながら、社会復帰に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、子育て応援アプリをはじめとする自治体アプリの開発についてのご質問ですが、ご承知のとおり、世田谷区では、世田谷型子育てコンシェルジュというアプリを開発し

ております。開発には約2千万円の経費がかかったようです。本町において、早急に独自のアプリを開発する予定はございませんが、民間企業が開発している、健診や予防接種などの情報が提供できるアプリを、本町でも利用できるよう、今定例会で必要経費について予算の提案をさせていただいております。また、愛媛県が開発し、12月下旬から運用を予定している愛顔の子育て応援アプリ・きらきらナビは、県内の市町で利用ができ、本町の子育て支援情報やイベント情報などを提供することができますので、これらのアプリを利用して子育て中のご家庭に対し、積極的に情報を発信したいと考えております。昨年度、スマートフォン利用者が携帯電話利用者を上回りました。これからの情報提供ツールとして、スマートフォンの活用は重要になってまいります。本町のホームページにおきましても、来年度には、スマートフォン対応を検討したいと考えております。以上で、菊池議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。各2点とも町長の剛毅、町の対応というのがしっかりしてると感じております。まず、ここでひきこもりについてですけど、ここで、ひきこもりの取り組みを行っている自治体について、ちょっとご紹介をさせていただきます。秋田県の藤里町なんですけれども、社会福祉協議会が事務を務めているシルバーバンク事業は、既存の福祉制度では応えられない地域住民のニーズに対応しているそうです。そこに、在宅のひきこもり者や精神障害者等が登録するこみっとバンク事業が誕生しており、課題を抱えた若者がシルバーバンクに登録する高齢者と共同作業を行うことで、世代を超え、支え合う地域づくりにつながることを目的をしております。高齢化の進む地元地域において、こみっとバンクの必要性は着実に増加していると評価されているそうです。地域の作業依頼に応えることで、ひきこもり者、不労者、障害者等の社会参加の機会として、地域住民と共に支え合う地域づくりへの貢献ができるよう取り組んでいるそうです。また、藤里町では、ひきこもりの実態調査を独自に行い、15歳から55歳の町民1,293人のうち、113人が長期不労者状態でひきこもっていることが判明したそうです。半数以上は、40歳以上であることもわかり、ひきこもりの高齢化が明らかになったそうです。そこで、町長にお伺いします。砥部町では、ひきこもりの実態がどのようにになっているのか、わかる範囲で結構ですので、お知らせください。町長よろしくお願いたします。

○議長（平岡文男） 門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） ただ今の菊池議員さんのご質問でございますが、町として特別にひきこもりの調査っていうのは実施はしておりません。なかなか難しい問題で、そういった調査が難しいというのが実情でございます。ただ、先ほどもありましたが、愛媛県に設置されておりますひきこもり相談室、こちらの方の相談件数なんですけども、平成27年度10月末までですね、一応、実人数で39人。延べ人数で242人の来所があったということです。それから、電話相談につきましては、実人数で30人、延べで56人

の相談があったということです。その内ですね、砥部町の方が何人おいでたかということをお調べしてもらいましたら、来所で3人、延べで9人。それから電話相談が3人、それから延べで3人ということです。それとあわせて、松山中央保健所の方でもそういった相談窓口がございまして、そちらの方では、一応砥部町の方が1名訪問されたということでございます。それから、保健センターの方でもそういったひきこもりの方に対する相談窓口を設けております。平成27年度10月末まででございますが、相談延人数でございますけれども、これが12人ございました。それから、逆に保健センターから訪問指導を実施した延人数というのが24人でございます。それから、電話による相談、これが延人数で6人ございました。以上でございます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 課長ありがとうございます。ひきこもりについては、やはり家庭からの相談、また、対応がない限りはなかなか調査が難しいということもお聞きしております。また、ぜひとも、なかなか難しいだけではなく、町としても把握できるように今かなりの数字が、お聞きしましたけれど、その後のまた追及とかをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に応援アプリの開発についてですけれども、通常では砥部町の行事というのは広報を見ればほとんどわかると思えます。なかなか広報紙を見て知りたいことを確認する人が本当に少ないとは思われます。特に、よく聞くのが救急病院や小児科の日曜、祭日の当番病院や、予防接種の検診などが多く問い合わせがあるのではないかとと思えます。重なると思えますけれども、そこでまた再度町長にお伺いします。今後、同様なアプリの開発する自治体が増えると、近隣の自治体等で連携したサービスの提供を検討することも可能になり、先ほどの愛媛県もそうですけれども、より多くの子育て世帯のニーズにきめ細かく応えることができるようになることが期待されていると思えます。先ほども介護福祉課ですか、からも要望が出てるということをお聞きしましたので、ぜひともその件についても、よろしく願いいたします。そこで、再度、今の件について、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員さんのご質問にお答えをいたします。今の若い方は、もうそういうスマートフォンに慣れておりますので、これは大切なことだと思いますので、今年から一部については開発するというふうなことでございますので、独自のことにしても、十分検討したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） ありがとうございます。いつも町長には前向きな言葉をいただくので、返す言葉はないんですけれども、今後とも、子ども・子育て支援ということで、精一杯、町としても、また、町長としてもよろしく願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（平岡文男） 菊池伸二君の質問を終わります。次に16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 与えられた時間、有意義に使いたいと思います。先ほどは、菊池議員が本当に内容の高い質問をされました。そのあと私が駄弁を申し上げまして、議場の貴重な時間を汚すことになるかもしれませんが、お聞き上手な皆さんが十分理解をしていただきたい、そして、私のあとに発言されます面岡議員、議長退任後もですね、農業問題に手広く手を差し伸べていただいて、本当に私ども感謝をしております。また、私がやるのとバッティングしますが、佐々木議員においても、私が言い残したところ、十分補っていただいて質問をしていただければ幸いです。今日の朝、新聞を見ましたら、3月生まれ、諸事思い通りにはならず、言葉は慎み、自重自愛と出ておりました。はてな、今日一般質問せんといかんのにはほんまにやれないのかなというようなことも考えつつ、登壇させていただきました。実は先日11月に実施研修におきまして、議長のご理解をいただきまして、東京で会議が行われました。それに出席いたしまして、ちょうど休憩時間中に、愛媛の議員さん、あなたの町は森林地帯は多いですかと聞かれましたものですから、大体私の町では70%ぐらいが山だと思えますというようなことを申し上げまして、じゃあ土砂災害危険地域はどのぐらいありますかと言いますから、私もはっきりしたことは申し上げられませんが、50はあると思えますということをお知らせしました。そうすると、そうですかと、こういうことが進みますかと言われるものですから、私は、ありゃというふうに感じまして、それが引き金になり、この土砂災害地域においては、いわゆる私どもの年齢からすれば、上の人、年金生活する人は、約6万円以上もらっておりません。そういう人から、固定資産税をいただくのに、こういう危険地域を持っておる、あるいは箇所を持っておる人の減免措置をお願いしたいということで、ここへ立ったわけでございます。本題に入ります。土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生活を守るため、土砂災害が発生する恐れがある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものでございます。次の2点について、町長にお伺いいたします。本町の土砂災害特別警戒区域、急傾斜地の崩壊20箇所、土石流38箇所、合計58箇所における現行の対応についてお尋ねをいたします。そして、土砂災害特別警戒区域に指定された区域に対する固定資産税の課税状況をお尋ねしたいと思います。

続いて、空き家対策でございます。空き家対策特別措置法が全面施行されまして、倒壊の恐れ、衛生上問題のある空き家を特定空き家に指定し、所有者が命令に応じない場合は、自治体が所有者に代わって取り壊し、費用を所有者に請求することも可能となりました。さらに、特定空き家の所有者が自治体の勧告などに従わない場合は、住宅が建っていても固定資産税の軽減措置を打ち切ることができるようになりました。そして、次の2点にお尋ねします。空き家対策特別措置法施行後の本町における空き家の調査状況についてお尋ねいたします。そして、今後の空き家対策を、どのように考えているのか、具体的にお伺いをいたします。

第3点、本年もプレミアム付き商品券が販売されました。あとで取り上げますが、今年、本町でもプレミアム商品券が発売されましたが、当初、あまり人気がなかったように思います。ところが、売れ行きが伸び悩んでいましたようでしたが、発売後半になって、人気が出たように思います。特に、高齢者の購入者が特に多かったと思いますが、今、全国では、ご当地プレミアム商品券が大変人気を得ております。今後、本町でも独自のプレミアム商品券を発行すれば、地元商店の活性化が進み、ひいては地域の活性化につながると思います。そこで、町長にお伺いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えをいたします。はじめに、土砂災害防止法についてのご質問でございますが、本町の土砂災害特別警戒区域における現行の対応につきましては、指定された区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備を砥部町地域防災計画に定め、円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に知らせるため、これらの事項を記載した総合防災マップの配布とホームページでの情報提供を行っております。また、当該区域における住宅等の新築につきましては、開発行為に対する許可や建築確認申請などの手続きが必要になることなどを伝え、新規立地の抑制をしております。次に、土砂災害特別警戒区域に指定された区域についてでございますが、固定資産税の課税状況ですけれども、先ほど申しましたとおり、当該区域においては、様々な規制が課せられておりますので、それらの影響を考慮し、固定資産税の評価額に対し、減額補正を実施する自治体も増えてきております。本町におきましても、今後、近隣市町の動向を踏まえ、固定資産税の減額補正導入に向けて、前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてのご質問ですが、地域の防災・減災対策を推進するため、そのまま放置すれば倒壊等が著しく、保安上危険のおそれがある特定空き家等の実態把握につきまして、今年度、愛媛県が県内における特定空き家等の判断基準を具体的に示していただける予定となっておりますので、その基準を参考に、来年度に全域的な空き家調査を行いたいと考えております。また、その実態調査の結果を踏まえまして、平成29年度には、空き家等対策計画を作成し、空き家対策を総合的かつ計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付き商品券についてでございますが、今年のプレミアム付き商品券の発行は、多くの市町村において、国が推奨する地域消費喚起策として、地元商工会や商店街などが主体となって実施をされました。本町でも、愛媛県商工会連合会と砥部町商工会が主体となり、愛顔のえひめ商品券と砥部陶街道商品券合わせて2億5,560万円分が発行されました。11月15日現在、砥部町で約2億1,800万円使用されておりますので、少なくとも7月以降、町内で同額の消費活動が行われたこととなります。プレミアム付き商品券に期待する効果は、消費の誘発であることは言うまでもありませんが、

商店街の活性化で重要なことは、消費活動を一過性で終わらせないということだと思います。そのためには、まず、商工会や商店街が思考を凝らし、自由かつ多様な発想をもって積極的に活性化策を仕掛けること。そして、行政が側面から支えることが必要だと考えておりますので、今後、商工会や商店街が、独自にプレミアム付き商品券を発行するという場合には、プレミアム分を補助するなどの支援制度について、前向きに検討いたしたいというふうに思っております。以上で、三谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） まず、土砂災害についてお尋ねしますが、今後、町長は近隣の市町村の動向を見てやると言いました。愛媛県ではね、四国中央市がやっておるんです、すでに。もうやっところあるんですよ。あなたが言いたいのは、固定資産税の評価についてはね、砥部町、東温市、伊予市、松山市が砥部の法務局があるでしょ、足並みをそろえたいからできにくいということなんです。だから砥部町がね、町長あなたが手挙げて、これで本当に減額してあげなければ、私以上の人は6万円の年金もらってませんよと、その危険地域に住んどる人からね、高い税金取っちゃいけない、適正な税金を課税してあげなさいというのが私の発想であり、これの狙いなんです。ですから、あなたが率先して、東温市や伊予市がね、佐川町長どうにしようとしますかと、いうて尋ねられるように率先してやってください。これね、税務課の仕事ですよ。税務課も大変なんです。これら私が言いよること全部税務課に関わることで、本当に町長、税務課大変だと思いますよ。今のスタッフでやれないことが将来も生じると。これは要望しておきます。

次に、空き家対策ですが、私の集落でも、15件ぐらいあります。砥部町で1,000件はあるんじゃないでしょうかね。これ全然手ついてないんですか。調べてないんですかね。

それと、プレミアム商品券の件ですが、町が独自にやってほしいということはですね、私が、量販店で1つのテレビ買う方が安いんですね。砥部の商店街の方が売りよよりは。ところが20%のプレミアが付いておれば、町の方の買っても、ついでに電器屋さんが来て、電器屋のでいいですが、来てくれて、テレビ置いてくれた。ついでに電球も変えてくださいと。これ量販店では頼めんことですよ。お金がいるんですよ。しかし、地元だったらそれができるんです。だからお年寄りね、そういうふうに、後半に利用する方が増えた。これは活性化の1つだと思いますよ。安倍さんが視察に行くたびに、何億円のお金を寄付するよりはね、やっぱり効果があると、私は思います。そして、プレミアム商品券については、消極的じゃなくてね、この間、雲南市行った時も、町長しとったでしょ、町がプレミアム商品券、12月31日までですよというて、やっぱり効果はあると思いますよ。何も恥ずかしがることはないです。あなたね。日本中で砥部が一番にしましたと言うて、やったらいいんですよ。そういう砥部町は素材、素地、あれがあるんですからね。素地が。何も裸になって踊った町長だの言うんじゃないで、そうい

うのでね、やっごらんない。これは期待しております。ちょっと答弁してください。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えします。まず、固定資産税の話ですが、私は全然しないと言ったわけではございませんので、十分検討したいということでございますので、そういうふうにご理解をいただきたいと。空き家対策につきましては、国が調査をしておりますけれども、統計的な数字では、砥部町では10%ぐらいあるというふうに言われておりますけれども、その10%というのは、砥部町の家で言いますと、900戸ということで、そんなにはないだろうということで、それは実態調査をしておりません。ですから、それは実態調査をして、十分に検討をしていくということでございます。それと、プレミアム付き商品券につきましては、今回の場合は2割というふうなことで、こんなに大きなものはないということでございまして、最初は購入制限があったようでございますが、途中から撤廃をしたということで、私考えますのは、やはりお金をたくさん持っておる人がそういうことに恩恵を受けるというようなことでございますので、そういったことについても、弱者の方、また高齢者の方、そういったところ十分検討しての商工会あたりとも検討してのプレミアム商品券というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（平岡文男） 三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） お言葉を返すようですがね、土砂災害について、町長やらないっちゅうんじゃないと、これやっごらんない困りますけどね。これにはかなり手順がいるんですね。これは手順が。ちよいとやれと言うたってこれ業者に委託して、この地域が土砂災害ですよと、じゃあ誰の土地なんですかと、こういう工程をやらんといかんで、大変手数がかかるんです。ですから、早い時期にこれをしていただいて、業者委託するんじゃあ、これしなかったらね、町の職員が行ってやれというてもできませんよ。これはソフトはね、ある業者が持ってるんじゃなくて、砥部町独自の、当面は高いようですけど独自のソフトで持つ方がね、得だと思います。そこらは検討してみればわかることですがね。で、プレミアム商品券のね、さっき話が出ましたが、最初のうちはあれで、枠外したというので、私どもも協力したんですから、枠を外して、これは残したら格好悪いらろうということで、皆さんにお願いしてね、協力したんです。決してお金のある人が云々っちゅうことじゃなくてですね、そういうふうにご理解をいただきたいと思っておりますので、要するに、私が申し上げたいことは、少ない年金で細々と生活しておる人が、税金は払わんといけない、その税金の中で、6万円足らずで、いろんなことを支払っていて、その中の税金の1万円っちゅうのはね、やっぱり大きな負担ですよ。どうかお願いします。弱者を救済するよう、正確なあれを、課税をしてあげてほしいと思います。それでもういっちょ、税務課長。今、砥部町の税金の課税方式は、いわゆる路線価方式ですかね。あれでやると時間かかると思うんですが。そういうところ行くまでに。これも理解できますけどね、そこらを含めて、そういう税金の、減額される

ところは十分理解してあげてください。要望しておきます。誰から頼まれたとかやなくて、やっぱりこれはね、大変なんです。払うということはね。そこらも含めて、私の申し上げたいことは以上でございますが、税務課大変ですよこれは。いろんなソフトを作ったりね、あれせんといかんで理解できますけど、すでに四国中央市ではこれをやっていますから、愛媛県では。参考にされるなり、あれしてですね、期待に添えるように努力していただきたいと思います。残り時間もまだありますけれど、私の言い残した点につきましては、またあとで佐々木議員が補充をしていただくとお思いますので、以上で私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 三谷喜好君の質問を終わります。ここで 15 分間休憩をいたします。再開 40 分でございます。

午前 10 時 24 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（平岡文男） 再会をいたします。次に 7 番面岡利昌君の質問を認めます。面岡利昌君。

○7 番（面岡利昌） 7 番面岡でございます。2 問質問をさせていただきます。三谷議員さんの質問に重複するかと思いますが、まず第 1 問、災害に強いまちづくりについてをお伺いをいたします。今、COP21、気候変動パリ会議が開催されております。世界ではこのところ、温暖化による地球規模の気候変動により、猛烈な雨や多発する竜巻、強烈な台風に襲われ大きな被害が生じています。また、一方では日照りが続き、高温と乾燥で作物は枯れ、家畜は言うに及ばず、人間さえも死に至っている国もあります。国内を見ますと、国内でも豪雨による土石流や洪水の被害が毎年出ており、四国においては、今年も徳島県、高知県で豪雨による災害が発生いたしました。本町で災害が起こらないという保証はないため、現状を認識し対応しなければならぬと思います。高尾田地区の重信川、砥部川、御坂川に囲まれた地盤の低い八瀬団地周辺地域に長時間にわたり大雨が続いた時、内水氾濫が発生しないかと大変心配しをしております。今日、災害に対応策を取らないで、想定外はありません。町長のご所見をお伺いします。

第 2 問をお伺いいたします。TPP への対応についてをお尋ねします。TPP 環太平洋パートナーシップ協定の交渉が大筋で合意をされましたが、その内容の詳細については、国民はあまり理解していないのではないかと思います。企業にとってはビジネスチャンスが広がる一方で、厳しくなるのが農業です。現在でも、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると思います。政府は、TPP 総合対策本部を立ち上げ、農業の競争力強化に取り組む方針を打ち出しましたが、今回の大筋合意により、今後、本町に影響があるのかどうか、また、競争力強化に取り組む攻めの農業に対し、本町はどのような支援をしていくのか、町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員のご質問にお答えいたします。まず、災害に強いまちづくりについてのご質問ですが、近年の自然災害は、西岡議員ご指摘のとおり、もはや想定外はなく、いつ、どこで起こってもおかしくありません。本町においても例外ではないと考えております。高尾田地区の内水氾濫箇所を含め、各種災害への対策は、喫緊の課題ではありますが、ハード整備には、相当の時間と予算を要することになります。防災の基本は、まず、自分の命は自分で守り、身近な人を助ける自助・共助の精神と行動が重要であると言われております。この認識のもと、自助・共助の力を住民の皆様につけていただくため、毎年、住民参加による総合防災訓練などを実施し、住民の防災意識の向上に努めております。また、地域の防災力を高めるため、自主防災組織を中心とした避難訓練や防災教育にも積極的に取り組んでいただいているところであります。更に、町といたしましては、被害が発生する恐れのある箇所のパトロール、地域住民からの情報や関係機関からの情報を正確に把握し、的確に行動を起こすとともに、躊躇なく避難勧告・避難指示を町民の皆さんへ伝達できるように努め、安心、安全のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、T P Pへの対応についてのご質問ですが、まず、T P Pの大筋合意による本町への影響ですが、T P Pの合意内容を見てもみると、オレンジやキウイフルーツ、ナスやキャベツといった本町で生産されている農産物の多くが、段階的若しくは即時の関税撤廃についての合意がなされているようであり、海外産と国内産では、味や食べやすさが異なることや安全性の面から差別化が図られており、影響は限定的であるとの意見もあるようですが、関税撤廃により国内農産物の価格が下落する可能性は高いと感じており、本町においても、農産物の価格低迷により生産意欲が失われ、農産物の衰退を招く可能性があるのではないかと危惧しているところでございます。このような厳しい状況の中、本町といたしましては、以前から農業の競争力強化の必要性を感じており、これまでも、市場競争力の高い産地づくりを念頭に、優良品種の苗木補助やマルチ栽培の推進、果樹戦略品種の施設導入の支援などを行っております。また、地域農業の中心となる担い手の確保を最重要課題と考え、認定新規就農者などの担い手に対しては、一般農家との差別化を図った施策を実施するなど、多様な担い手の確保・育成にも取り組んでおります。今後につきましても、農業者のご意見やご要望を聞き、J Aえひめ中央との合意形成の中で、国の施策と連動した町独自の支援を行ってまいりたいと考えております。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 今、町長さんが答弁をしていただきました。対策は内水氾濫、その心配の認識は持つておるんだと、そのためには自主防災対策を各自治体で、校区ですかね、で作って、そういう訓練をしておるところであるというふうなことを言われたと思うんですが、たしかにそれは大切なことで、自主防災。ただ、そういうふうに、そう

いう人で、対策、避難だけを考えてもやはり災害は具体的に、行動を一つずつ積み上げていかなければ防げない、そういうふうにするわけでありまして。そこで、その低い地域の災害をなくすための行動はどのようなことを一つとして取られておられるのか、そこら辺をお伺いしたいと思っております。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 西岡議員さんのご質問にお答えをいたします。質問の内容では、高尾田地区の八瀬団地周辺の内水氾濫というふうなことで、具体的にどうこうというふうな要望がなかったように思いますので、答えておりませんでしたけれども、八瀬樋門につきましては、毎年のようにああいう状態が続いておりますので、今、町におきまして、地権者とも地域の区長さんとも協議をしてですね、できればあそこへ樋門にポンプをつけて強制排除をしなければ、解決しないだろうというふうなことで、今、町で、そういったことを、土地の問題とか、いろんな問題を調査させておりますので、そういったことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（平岡文男） 西岡利昌君。

○7番（西岡利昌） 今、そういうふうな具体的なこともありましたので、していくというような言葉をいただいたんですが、本当に今までは幸福というか、こういうふうな温暖化もなく異常な気象もなかったもので、災害が起こらなかった可能性もありますから、今後は、非常に異常になってきましたので、そういうことが起こる可能性が高くなりましたから、やはり手を打って、その上で災害が起こったら、それは想定外ということが言えるかもしれませんが、何もしないで想定外ということはないんじゃないかなというふうに、とりあえずそういうことをしっかりしようということで、大変心強く思っております。

続きまして、TPPの問題であります。これは、いろいろ高収益を上げている紅まどんとかいろいろ素晴らしい作物と言いますか、そういうものを作っておられる方は大変成功されているんだろうと思っておりますが、ただ、低収益しか上げられない方も農業をされているところには、多くおられるんじゃないかなと。そういうことに、そういう方のやはり支援をしなくては、今本当に、まさに耕作放棄地も増えて、後継者が育たずに農家の数も減っているというような現状を考えた時に、やはりそういうふうな先端を行っているような農業の支援は、たしかにそれはそれで大切なんですけども、そういうふうなことができない、そういうやはり収益性の低い、後継者がなかなか育たないなどというところへ、陽を当てる、明かりを当てるというようなそういう政策をされてはどうかと思っておりますが、そういう点についての町長のお考えをお伺いします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まず、TPPの問題でございますけれども、やはり以前にもウルグアイラウンドというふうなことで、オレンジの自由化ということがございました。その折にいろいろかなり厳しい議論があったかと思っておりますけれども、やはりウルグアイラ

ウンドでオレンジの自由化になってから、今の果樹の価格の低落が起きたのではないかと  
いうふうに思っておりますし、このTPPの問題につきましても、国民の皆様方が、  
いろんな意味で農業だけじゃなくて、いろんな分野での問題でございます。それは、一  
般的には、その工業、商業についてはいいことではないかということもございませ  
んし、  
農業については、かなり危惧をしておる、また、消費者については、これはいいんでは  
ないかと、いろんな問題で議論がなされておりますし、また、項目が多岐にわたって  
おるといふようなことで、私どもでは、まだまだ把握をし切れていないというのが現状  
でございます。しかしながら、今、面岡議員さんのご質問にありましたように、農業の後  
継者不足、また価格の低迷による耕作放棄地ということについては、本当に砥部町だけ  
じゃなくて、この愛媛県、日本中が危惧をしておる問題だといふふうに思っております。  
これを私どもでこういうことをすればこう解決するといふ方策がすぐに見つかればいい  
わけでございますけれども、皆様方と色々な議論をしながら、この農業と言いますの  
は、私は日本の基だと思っておりますので、農業が衰退すれば、日本は良くないとい  
うふうにも理解をしておりますので、皆様方とともに、良い知恵をお貸しいただき  
ながら、  
これからもこの問題については、検討していきたいといふふうに思っておりますので、  
その点ご理解をいただきたいといふふうに思います。

○議長（平岡文男） 面岡利昌君。

○7番（面岡利昌） 今、町長が農は国の基である、私もまったく同感であります。た  
だ、先ほども言いましたように、大変気候変動が激しくなっております。地球規模の災  
害などが起こってですね、農作物の不作などになった時に、そしたら外国から今までど  
おり正常な輸入ができて十分な食料が調達できるのかといふような心配もやはりしなく  
てはいけない、これ以上の耕作放棄地が増えないよう、農家の後継者が減らないよう  
に、  
そういうことをしなくては、やはり外国との競争といふようなところにはいかない、そ  
ういふふうに思います。安全、安心なまちづくりの中には、そういう食糧の自給力のア  
ップは、大切ではないんだろうかなといふふうに思いますが、そこらへん町長さんどう  
いふふうにお考えですか。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんのご質問にお答えします。今回のTPPで、私は日  
本の食糧が見直される、安心、安全な食料で、お米にしても、果物にしても、野菜にし  
てもですね、やはり今回のTPPのように、中国も加わっておりません。今かなりの量  
が、自給率が40%と言われておりまして、かなりのものが外国から入ってきておる。そ  
ういったものの中には、かなり危険性の伴うような食料もあるのではないかと  
いふふう  
に思っておりますから、この中で、本当に日本の安全な農業が逆に見直される機会にな  
ってほしいといふふうに思っておりますので、その辺りは、逆に期待をしてこの問題  
を見守りたいと思っております。以上です。

○議長（平岡文男） 面岡利昌君。

○7番（西岡利昌）　そういう心配をされておる、そういうふうに言われております。要望として、やはりそういう専門家の、例えばですね、医療技術大学とか農学部の先生、そして農協の課長さんとか、知識に詳しい人、役場の職員、そしてまた地元の実際に農業されておる方、そういう方がやはり合同で集まっていたいて、会議をするような場を作って、そして将来のやはりそういうなかなか儲けてないような農業が、少しでもなんとかなるようなことになっていくようにしていただいたらなという要望をして、質問を終わります。

○議長（平岡文男）　西岡利昌君の質問を終わります。次に5番佐々木隆雄君の質問を許します。

○5番（佐々木隆雄）　5番佐々木隆雄でございます。本当に年を取るにつれて、1年の速さを感じるようになってまいりました。ちょっと名前は忘れたんですが、やっぱり学者さんが年を取るたびに1年という期間が体感として短くなる、だから1年1年、年を取るたびに、1年がより短くなるんだというふうなことを言われているようです。1歳の小さな子どもさんは、1分の1ですね。10歳の子どもは10分の1、100歳の方は100分の1。同じ1でもさっき言いましたように、一人ひとりの体感でいくと、分母が大きくなるわけですから、感覚として短くなる、早くなるというふうなことだそうでございます。そんなことですね、私は、まだ年度としては4カ月残しておりますが、今回は、町長並びに教育長に、この27年度のいくつかの取り組みの中から、質問をさせていただきたいというふうに思います。まず第1点目、これは、町長に以下3点のことをお尋ねしたいと思います。1点目は、住民の意見を聞くために、地区懇談会を開催いたしますというふうなことを、これは昨年からはじめたものなんですが、冒頭に述べられました。実際に今年度の回数状況、また、主な町民の声にどのようなものがあつたのか、これについてお尋ねします。2点目は、老朽化し地震等による倒壊で緊急避難路等を塞ぐ恐れのある空き家について、撤去費用の一部を補助とありました。具体的に補助して撤去した事例があつたのかどうか。それから、該当する家屋でありながら、持ち主が撤去しないとといったような事例が発生していないのかどうか。もし、発生しているのであれば、その要因はどんなことなんでしょうかと、というのが2点目でございます。それから、3点目は、国体の周知やバドミントン競技の振興など機運を醸成するというふうな文章もありました。それについては、一定取り組みとしては進んできていると思いますが、先日、秋祭りの慰労会で町民から、一体、国体にどのくらいお金かかるんかなというふうな、町の負担額がどれくらいなんだというふうな質問が出されました。事業費が、概算でいいんですが、どれくらいかかるのかというふうな点についてお答えをいただきたいと思います。

それから2点目は、学芸員配置による成果ということで、これは教育長の方にお尋ねをいたします。教育委員会では、平成27年度から学芸員資格保持者1名を臨時職員として雇用しました。教育委員会点検評価報告書、これは毎年9月にこの議会にも報告され

ておりますが、何年かにわたって関わった先生から学芸員の配置が必要じゃないかというふうな指摘があり、私も議会でその都度、配置してほしいというふうな要望を言っておりました。そういうことで、この春から採用されたということのを非常にうれしく思っております。さて、その学芸員なんですが、なかなか皆さんの目に触れられる、皆さんのところにですね、紹介されることもないようですし、具体的に今どんな仕事をしているのかというふうなことをちゃんとお知らせもして、文化のまちとべ、これをアピールするにも、学芸員の仕事の重要性なんかも含めて、アピールしてもらえればいいんじゃないかなというふうに考えております。その点について、教育長はどのようなお考えなのか。以上町長及び教育長への質問でございます。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。はじめに、平成 27 年度施策の進捗状況についてのご質問でございますが、まず、地区懇談会の開催等につきましては、昨年度は、千足区など 5 カ所で開催をいたしました。今年度は、現在のところ、川井団地と大畑の 2 カ所で開催をしております。町民の声としましては、道路や水路の維持管理に関する事、災害時の避難方法や公園の遊具設置、国保や介護などの保険に関する事など多岐に及んでおります。地区懇談会の議事録につきましては、砥部町ホームページに掲載しておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。

次に、老朽化した危険空き家等の撤去費用の補助のご質問ですが、今年度は、試行的に、拾町と客地区を対象に、実施しましたが、結果的に現在のところ撤去の申請はありませんでした。その要因は、アンケート調査の結果、近年中に建て替える、現在も定期的に住んでいる、固定資産税が上がる、とのことございました。空き家対策につきましては、三谷議員のご質問でもお答えしましたとおり、今後、総合的な計画を作成し、対応してまいりたいと考えております。

次に、国体にかかる町の負担についてでございますが、まず、来年のリハーサル大会に係る経費が約 7,200 万円、本大会に係る経費が約 1 億 2,600 万円で、合わせて 1 億 9,800 万円となっております。そのうち補助金は、2,500 万円程度見込んでおりますので、町の負担額は、1 億 7,300 万円程度になるものと思います。また、陶街道ゆとり公園の体育館改修工事や武道場の建設工事など、関連する事業費の総額は、約 5 億 2,700 万円、そのうち補助金 1 億 5,100 万円程度見込んでおります。町の負担額は、3 億 7,600 万円程度となる見込みでございます。大会運営費及び関連事業費を合わせた総額は、7 億 2,500 万円で、そのうち補助金を 1 億 7,600 万円と見込んでおります。町の負担額は、5 億 4,900 万円程度となる見込みでございますけれども、先ほど申しましたように、体育館の改修でありますとか、武道場の整備につきましては、今後も後世の方が使えるというふうなことでございますので、この問題につきましては、国体につきましては、多額の費用を要することになりますけれども、国民体育大会という一大イベントを、砥部町に来てよかった、また来たいと思っただけのような大会にしたいと考えております。

ので、ご理解をいただいたらと思います。学芸員配置については、教育長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員の学芸員配置による成果についてのご質問にお答えいたします。佐々木議員がご承知のとおり、今年5月から、学芸員資格を有する臨時職員を1名雇用することができました。大変ありがとうございました。今年度は主に、文化会館内の井上正夫資料室に収納しております900点以上の作品の保存のための整理を行っております。また、資料室の作品の展示替えを行っております。井上正夫氏の功績を掲載したパンフレットを来年度には作成する予定にしております。また、来年2月7日の井上正夫如月忌において本人が講演を、研究成果したものを講演するという予定をしております。現在、学芸員がその専門知識を活かして、資料室の整理や様々な資料、研究をまとめて、今後、広報に掲載いくなど、文化のまちとべを広く発信していきたいと思っております。以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（平岡文男） 5番佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まず、町長にお尋ねします。地区懇談会の開催、もちろん回数だけが問題ではないんですが、今日、冒頭でも平岡議長の方で、議会報告会が9月の分が開催できなかったというふうに、私どもも町民向けにですね、議会報告会をずっと開催をしてきておりましたが、残念ながら開かれなかったということではありますが、この回数が、初年度に比べて、現時点では2回ということなんですが、そのへんについての評価はどのようにお考えなのか、まず、お尋ねします。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今の佐々木議員のご質問にお答えします。佐々木議員さんと若干意見が違うかもわかりませんが、今、一生懸命皆様方とともに取り組んでいる行政が、ある意味では理解をしていただけるのではないかというふうなことで、住民の皆様方も、議会の議会報告会も、一緒でございますけれども、回数が少ないというふうなことについては、そういうことだろうというふうに思っております。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 総務課長にお尋ねします。この具体的に地区懇談会の開催についての案内は、どのような形でされてるんですか。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。地区懇談会の案内につきましては、年度当初の区長会において、区長さんの方に地区懇談会の開催をしてくださいという文書を差し上げて、それによって申し込みという形にさせていただいております。また、今回マイナンバー制度の説明会というのをやっておりますが、その案内に伴いまして、今回11月にも、もう一度区長さんにもマイナンバー制度と合わせて、地区懇談会を開いていただけないかというようなご案内の文書を差し上げております。

以上でございます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） まだ取り組み始めて2年目ということですので、まだまだ住民の方にも十分なお知らせもいってないこともあろうかと思えます。基本的には、町長、どこでも行って、皆さんと話しますよというふうなことを言っておられますので、引き続き、これは取り組みを、手を抜くことなく進めていただきたいというふうに思います。

2点目の老朽化のところでは、先ほど実際に具体的な事例も含めて報告ありましたので、特には私は、以前にも質問をさせてもらったこともありましたが、やっぱり、あの当時はですね、更地にすると税金が一気に6倍になるというようなこともあるというような状況だったんですけども、少し三谷議員の質問の中にも触れられておりましたが、そういうことでは、今、国の方でもなっていないというふうなこともあって、これから具体的に町民の皆さんからも、また、担当課の方にも相談も含めてあろうかと思えますが、極力丁寧に対応をしていただきたいというふうに要望をしておきたいと思えます。

国体の関係に移りますが、具体的な金額、ずっと紹介いただいたんですけども、この補助というのは、国からなのか、県なのか、それから基準というふうなのはどういうところにあるのかを教えていただければと思います。

○議長（平岡文男） 西松国体推進課長。

○国体推進課長（西松伸一） 失礼いたします。佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。まず国の補助が、補助金としましては、国か県かということでございますが、県の方から補助金としてまいります。国体の主催は、文部科学省、日本体育協会、開催県が主催となります。実施運営は各競技の市町がするという原則でございます。補助の基準なんですけども、今まだはっきりとは定まっておりません。愛媛県で今定めておる途中でございます。あらかたの素案はございます。けど、全てが対象になるものではございませんので、その基準で今、町の方も対象にならないものも要望していきよろわけですけれど、非常にかんりの補助率は低いということでございます。余談になりますが、砥部町の場合、競技施設はあるんですけど、選手監督444人、役員関係、審判関係で276人、高校生の補助員的なものが144人。一般の観客席とかありますので、それと部屋とかものすごい施設が仮設ですけど必要になります。そういったところで要望していきよろわけですけど、まだ、きちんと決まったものはないんですけど、このリハーサル大会1,500万円、本大会2,500万円は、低めに抑えた数でございますが、あまり多くは望めないと思っております。以上でございます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） これも担当課長の方がお詳しいんかと思えますが、何回か開催県のバドミントンの会場なんかも行かれましたよね。それで、そういうそのいくつか行かれたとこと、もちろんいろんな条件、状況がありましようから単純に比較は難しいかと思うんですけども、実際に視察に行かれたところと、砥部町で、例えば事業費に関わ

って、大きな金額の違いとかいうふうなのはありませんでしたでしょうか。そのへんちょっと紹介いただければと思います。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただ今のご質問にお答えいたします。私も今回和歌山国体に視察をさせていただきました。その行ったバドミントン会場へ行かさせていただいたんですけども、そこは市でございまして、種目が2種目あったというふうなことで、率直な意見といたしましては、あまりお金はかけてないのかなというふうに思いました。それは聞いてみますと、いろんなところで、いろんな考え方で、県民の考え方もありますし、いろんなことだというふうなことでございまして、一概になかなか難しいところがございます。それと、私が思っておりますのは、砥部町の場合には、県の総合運動公園があるというふうなことで、私どもはバドミントン会場ではございますけれども、県のメインの運動公園があるというふうなことで、開会式には天皇皇后の両陛下をお迎えしての開会式になるというふうなことで、重信川を渡れば砥部町へ入っていただけるというふうなことでございまして、そのお迎えという気持ちも十分砥部町としてはもって臨みたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） なかなかお金の問題ですから、無尽蔵に使っていいということではないかと思いますが、1点大きな取り組みだということも理解もできますし、町民の皆さんにもですね、国体の関係でやっぱりそこそこかかる費用があるんですよというふうなことについては、やっぱり丁寧にお知らせもしていただきたいなというふうに思いますのと、あとこれちょっと事前に通告はしておりませんが、よくいろんなイベントと言いますか、大きなものがあつたときに、じゃあ経済効果はどんなのというふうなのかがやはり出されております。何かこう具体的に試算でもされたような数値があるようでしたら、ちょっと披露していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡文男） 西松国体推進課長。

○国体推進課長（西松伸一） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。率直に言ひまして、経済効果は試算をしておりません。経済効果を試算しておると、やっぱり宿泊施設があるところの自治体というのは、かなりそういった面で、かなり潤っているところがあるかと思いますが、砥部の場合は、直接の宿泊施設はないということで、砥部を知っていただく、また来ていただくということで、今後、それで活性化されたらいいという考えでおりまして、申し訳ございませんけれども、経済効果については、出しておりません。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） またそれなりの試算はしてみただければと思います。いずれにしても、中学生を対象にしたことも議会でも積極的にですね、この国体、まして、この砥部町で行われるバドミントン競技については、もっともっといっぱい広げて

ほしいというふうな意見も出ておりましたようですし、私どももですね、やはりもう、かなり近くなってまいりましたので、いろんな形でアピールもしていかないかんなどというふうにも思っております。教育長の方にお尋ねいたします。井上正夫さんの関係の資料をだいぶ整理をされ、展示も、展示会もされるというふうなことでございますが、今、中央公民館の中央左側にある資料室と言いますか、展示室、あちらの方はまだ手をつけていないということなんでしょうか。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。本年度先ほど御礼申し上げました学芸につきまして、1名、今年度の契約で進めておるわけですが、まだまだ砥部の文化財につきましては、町民の方、子どもたちに知らせたい大切な文化財が沢山あります。隣の公民館の下に立派な展示室があるわけですから、これの整理につきましても、年次計画で本当にこう、資料を整理し、啓発で素晴らしい文化の遺物であるということをお知らせしたいわけですが、それを考えますと、学芸員も私たち教育委員会としましても、1名臨時の職員で希望がなかったわけですが、他の市町と比べても、また、文化財に関する進行につきましては、学芸員さんが1名2名3名と、そういう形でこれからも要望して、いろんな文化財の保存、あるいは啓発に進めたいという希望がございますので、今後ともご審議していただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。以上で佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 学芸員が臨時職員というふうなことで、雇用期間もそういう意味では定まっておられません。期間なんかの制限もあるのかなというふうな不安もあったんですが、今のお話ですとまだまだ足りない、もっともっと増やしてほしいというふうなことでございましたんですが、例えば、来年度は、先ほどの最初の質問の中では、井上正夫さんの如月忌の時のお話はされましたし、パンフレットを作って、これは前、私の質問の中でも回答もされていたんですけども、そういうものを作ろうというふうなことで、とりかかれるというふうなことなんです、それ以外には、現時点ではどのようなご計画をお持ち何でしょうか。

○議長（平岡文男） 武智教育長。

○教育長（武智省三） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。先ほどご説明申し上げましたように、今は砥部町で一番、中央に文化の発信をしていただいた井上正夫の作品、あるいはそういうことを整理して発信したいということで、この一年、また来年に向けてもその形で進めたいと思っておりますが、私もこう入ってみて、997点が図書館の倉庫に保管してあると、また、展示物は一部でありますけども、そこを見た時にこれは大変な整理だなということを感じております。その他にも、埋蔵文化と言いましても、衣食住と、そのいろんな分野があります。今回の臨時の学芸員は、人間文化コースという、人間の文化についての専門知識の学芸員です。学芸員と申しましても、植物、動物

の系列と言いますか、文化の発展のもの、あるいは絵画、あるいは焼物、あるいはデザインと、多種分野にわたっての学芸員さんがおられます。そういうあたりを考えますと、埋蔵されて発掘された焼物といったものについても、また違う専門の学芸員さんが入られて、そこを整理する、それが一番理想的ではないかと考えております。そのあたりは、今後とも要望の1つとして、いろんな分野で砥部の財産を守っていく、そういう活動を、力を入れていきたいという気持ちでいっぱいでございます。以上で佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君。

○5番（佐々木隆雄） 今も改めて井上正夫さんの業績の偉大さについて、教育長述べられました。この数年間の砥部町の文化の話になると、どうしても坂村真民記念館のことがよく話題に出てきたかと思えますけども、もっともっとですね、井上正夫さんについても、光を当てることで、さらにアピール度が強まるんじゃないかというふうな気もいたしました。これからも引き続いて、もちろん陶器も含めて、他の学芸員さんの活躍も期待をしてですね、この砥部の文化度を大いに広めていっていただきたいというふうなことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（平岡文男） 佐々木隆雄君の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第49号 平成26年度砥部町水道事業剰余金の処分について

日程第7 認定第1号 平成26年度砥部町一般会計決算認定について

日程第8 認定第2号 平成26年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第9 認定第3号 平成26年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第10 認定第4号 平成26年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第11 認定第5号 平成26年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第12 認定第6号 平成26年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第13 認定第7号 平成26年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第14 認定第8号 平成26年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第15 認定第9号 平成26年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第16 認定第10号 平成26年度砥部町水道事業会計決算認定について

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第6議案第49号平成26年度砥部町水道事業剰余金の処分について及び日程第7認定第1号から日程第16認定第10号までの平成26年度決算認定10件を一括議題といたします。決算特別委員長の報告を求めます。面岡決算特別委員長。

○決算特別委員長（面岡利昌） 決算特別委員会審査報告をいたします。平成27年第3回定例会において、開会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました議案第49号及び認定第1号から認定第10号までの決算認定に関する11件について、審査の結

果をご報告申し上げます。去る10月26日、30日、11月2日の3日間、本特別委員会を開催し、平成26年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査するとともに、平成26年度水道事業剰余金の処分について審査を行いました。平成26年度水道事業剰余金の処分については、当年度未処分利益剰余金1億10万957円のうち、2,559万3,388円を第8次拡張事業の財源に充てるため、建設改良積立金として処分することとしております。その処分内容は適正と認められ、よって議案第49号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。また、26年度における砥部町の各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第1号から認定第10号までの10件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において、各委員から出された意見、要望等については、十分検討のうえ、今後の町政運営に反映させていただきますことを申し添え、委員長報告を終わります。失礼しました。訂正します。開会中と申しあげましたが、閉会中でございます。失礼いたしました。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから、討論、採決を行います。まず、議案第49号について、討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員です。着席ください。よって、議案第49号平成26年度砥部町水道事業剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決をされました。

次に、認定第1号から認定第10号までの10件は、一括して討論、採決を行ないたいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの10件は、一括して討論、採決を行なうことに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。認定第1号から認定第10号までの決算認定10件に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を願

います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。着席ください。よって、認定第1号から認定第10号までの決算認定10件は、委員長の報告のとおり認定をされました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会いたします。

午前11時34分 散会

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会（第 2 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 12 月 4 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 12 月 4 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 岡田 洋志 介護福祉課長 門田 伸介 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 重松 邦和 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	2 人		

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 2 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 51 号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 2 議案第 52 号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 53 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 4 議案第 54 号 砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 55 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 56 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 57 号 砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正
について
- 日程第 8 議案第 58 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 59 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 60 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 61 号 平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 62 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）

・散 会

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 27 年 12 月 4 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（平岡文男） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 51 号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（平岡文男） 日程第 1 議案第 51 号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、砥部町過疎地域自立促進計画についてご説明をさせていただきます。議案第 51 号をお手元にお願いをいたします。議案第 51 号砥部町過疎地域自立促進計画の策定について。過疎地域自立促進特別措置法、平成 12 年法律第 15 号、第 6 条の規定により、別紙のとおり砥部町過疎地域自立促進計画を定めるため議決を求める。平成 27 年 12 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますけれども、過疎地域自立促進特別措置法の延長に合わせまして、本町の過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施し、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上など地域格差を是正するため、提案するものでございます。現在の砥部町過疎地域自立促進計画につきましては、平成 22 年度から 27 年度までとなっております。今年度末まででございます。東日本大震災の発生によりまして、被災市町村の過疎地域自立促進計画に基づく事業の大幅な遅れが想定されたことから、法律でございませぬ過疎地域自立促進特別措置法が改正されまして、法の執行期間が 5 年間延長をされました。そのため、本町の計画も 5 年間延長するというものでございます。計画の全体構成につきましては、現在の計画と変わりございません。内容でございますけれども、事業が終了したものににつきましては削除し、新たな事業を追加したほかは、現在の計画の時点修正、字句の整備がほとんどでございます。それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。資料 1 をお手元にお願いをいたします。1 ページをご覧いただきたいと思っております。まず、左が新しい計画でございます。右が旧計画、これが現在のものでございます。新計画を中心に説明をさせていただきます。まず、一番上でございますけれども、1 の基本的な事項で、(1) の広田地区の概況でございますが、ア・自然的、歴史的、社会的、経済的等諸条件の概要では、まず、国土院の面積計測が、高精度の地図データを用いて計測する方法に変更したため、広田地域の総面積が 44.37 平方キロメートルから、44.38 平方キロメートルに変わりました。また、林野面積につきましては、最新の県の集計データによりまして、37.13 平方キロメートルから、38.07 平方キロメートルに変わっております。そのほか、交通事情につきましては、現在の状況を勘案しまして修正を行っております。イの

過疎の状況では、国勢調査のデータを置き換えるなどの時点修正を行っております。2ページをお願いいたします。一番上でございます。ウの産業構造の変化、地域の特性におきましても、国勢調査等のデータを置き換えております。それに伴う時点修正でございます。（2）人口及び産業の推移と動向におきましても、国勢調査等のデータを置き換えるなどの時点修正を行っております。3ページをお願いいたします。国勢調査における広田地区の人口の推移でございますが、平成22年の国勢調査の結果を追加いたしました。4ページをお願いいたします。国勢調査における砥部町全体の人口推移でございますが、これにつきましても、平成22年の国勢調査の結果を追加をいたしております。5ページをお願いいたします。広田地区及び砥部町全体の住民基本台帳の人口の推移でございますが、21年3月31日現在のものを平成22年3月31日のものに置き換え、平成26年3月31日のものと、平成27年3月31日のものを追加をしております。6ページをお願いいたします。国勢調査における広田地区の産業別人口の動向でございますが、平成22年国勢調査の結果を追加しております。7ページをお願いいたします。これにつきましても、国勢調査における砥部町全体の産業別人口の動向でございますが、平成22年の国勢調査の結果を追加しております。8ページをお願いいたします。行財政の状況でございます。これにつきまして、要約しますと、交付税等の依存財源に頼らざるを得ない状況の中、実質公債費比率、将来負担比率は良好な状況を保っておりますが、公共施設の老朽化対策や、下水道事業などの今後の事業を見据えた財政運営に努める必要があるというふうに変更をいたしました。9ページをお願いいたします。歳入歳出等の財政状況でございますが、15年度、20年度の状況をそれぞれ17年度、22年度に置き換え、平成25年度の状況を追加をいたしました。10ページをお願いいたします。広田地区と砥部町全体の主要公共施設等の整備状況でございますが、これにつきましては様式変更に伴いまして、農道延長と林道延長を追加いたしました。また、20年度の状況を22年度の状況に置き換え、25年度の状況を追加をいたしました。11ページをお願いいたします。一番上の（4）、地域の自立促進の基本方針でございますが、アの若者の定住対策では、岩谷バイパスの記載を削除いたしました。ウの砥部焼の振興では、時点修正と字句の整理を行いました。エの交流、体験による地域拠点づくりにつきましては、字句の整理を行っております。12ページをお願いいたします。（5）計画期間につきましては、平成22年4月1日から平成28年3月31日までを、平成28年4月1日から33年3月31日までに変更をいたしました。イの産業の振興の（1）現状と問題点では、冒頭でもご説明いたしましたが、広田地区の面積と森林面積を変更し、高冷地野菜にキャベツを追加いたしました。その下のウの商業、オの観光における現状の問題につきましては、字句を整理をいたしました。その下の、オの観光でございます。その対策でございますが、字句を整理をいたしました。13ページをお願いいたします。（3）の事業計画は、峡の館につきましては、事業が完了したこと、そして、農業研修センターの耐震診断につきましては、利用計画がないために削除をいたしました。3の交通通

信体制の整備、情報化及び地域間交流促進の（１）現状と問題点では、町道の路線数を変更いたしました。また、テレビのデジタル化がなされたこと等により、字句の整理を行いました。（２）のその対策といたしまして、公共交通について、現状の状況に整理をいたしました。14 ページをお願いいたします。また、衛星インターネットが整備されましたので、修正を行っております。（３）の事業計画は、町道仙波線を計画するとともに地上デジタル放送難視聴解消支援事業を削除し、デマンドタクシー整備事業を追加をいたしました。4 の生活環境の整備の（１）の現状と問題では、字句の整理を行いました。15 ページをお願いいたします。（２）のその対策につきましては、字句の整理を行っております。（３）の事業計画に起きましては、老朽化に伴う玉谷専用水道改良事業等の水道施設の改修を追加するとともに、消防施設について事業が終了したものについて、削除を行いました。16 ページをお願いいたします。事業計画の続きでございますが、公営住宅について、神崎団地、中替地団地、出渡瀬団地につきまして、平成 25 年の 3 月に策定しました砥部町公営住宅等長寿命化計画におきまして、26 年度以降において建て替えを検討するというふうになっております。その計画に沿った形で修正又は追加をしております。5 の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の（１）現状と問題点では、国勢調査のデータの置き換えなど、時点修正と字句の整理を行いました。17 ページをお願いいたします。事業計画では、老人憩いの家の耐震診断が終了いたしましたので、削除をいたしました。6 の医療の確保は、現状に合わせて字句の整理を行っております。（３）の事業計画では、計画しておりました事業が終了したために、遠赤外線治療器整備事業などの新たな機器の整備を計画をいたしました。7、教育の振興の（１）現状と問題点では、現状に合わせて時点修正するとともに、字句の整理を行いました。18 ページをお願いいたします。教育の振興の続きで、その対策でございます。（２）イ、義務教育につきましては、コミュニティという観点を追及する等、現状に合わせた整理を行いました。ウ、社会教育につきましては、旧広田中学校跡地の活用で、ひろた町民グラウンドの整備が完了したために、それを有効に活用していくというふうに修正をいたしました。（３）事業計画では、ひろた町民グラウンドの整備が完了したために、削除をいたしました。8、地域文化の振興等でございますが、19 ページをお願いいたします。（２）その対策でございます。過疎、高齢化により、伝統芸能の伝承が危ぶまれていることへの対策でございますが、これにつきましては、字句の整理を行いました。（３）事業計画でございますが、民話の里づくり事業が完了いたしましたので、削除をいたしました。新旧対照表での説明は以上でございます。続きまして、事業につきまして説明をさせていただきます。資料 2 をお手元をお願いいたします。これは、計画の中で掲げております事業の年度ごとの計画でございます。まず、2 ページをお願いいたします。一番上の町道仙波線道路改良事業でございますが、今後 5 年間かけて離合箇所等の整備を行っていきます。3 ページをお願いいたします。デマンドタクシーの整備事業でございますが、これは車両の購入でございます。今年の 10 月からデマンドタクシーの実証

運行を開始しておりますが、将来利用者が増加するなどして、現在のタクシー台数では対応できないことも考えられます。その場合は、町が購入して、貸し付けるための対応でございます。次の水道施設でございますが、ご覧の7施設が老朽化しておりますので、計画的に改修を行います。次の浄化槽設置整備事業でございますが、これにつきましては、引き続き整備を行っていくというものでございます。一番下の小型動力ポンプ整備事業でございますが、11分団の満穂のものにつきまして、更新時期が来ますので、更新をいたします。4ページをお願いいたします。一番上の公営住宅でございますが、先ほども触れましたが、平成25年3月に策定いたしました砥部町公営住宅等長寿命化計画におきまして、26年度以降において、建て替えを検討するということになっております。今後建て替えにつきましては、十分に検討する必要はございますが、計画に沿いまして、最終年度に挙げておるものでございます。5ページをお願いいたします。医療の確保といたしまして、記載しております基金につきまして、5年間かけて計画的に整備をするものでございます。事業の説明につきましては、以上でございますが、この事業につきまして、過疎債の活用をするという場合には、この事業計画に挙げていなければならないというふうになっております。そして、今後この事業につきまして、大幅な変更であるとか、また事情が変わりまして、追加する、というような場合につきましては、議会の議決を得まして、この計画を変更するというふうになりますので、よろしくお願いをいたします。以上で砥部町過疎地域自立促進計画の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。森永議員。

○6番（森永茂男） ちょっとお尋ねします。公営住宅を建て替えるという計画で、32年度ですか、3億5千万ほど予算を組んでおりますが、要は私が心配するのは、公営住宅を建てて、利用する人間がおるのかおらんのかということが心配なんで、お聞きするんですが、住宅を建てて有効に活用できるのであればいいですけど、そこらへんの見通しはどんなんでしょうか。

○議長（平岡文男） 大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） 森永議員さんのご質問にお答えをいたします。まず、公営住宅の今の現状でございます。まず、中替地団地につきましては、今現在7戸のうち、2戸が入居しております。そして、神崎団地でございますが、12戸あるうち、1戸入居しております。そして、出渡瀬団地につきましては、4戸あるうち、4戸すべて入居しております。これにつきましては、まず、中替地団地につきましては、昭和39年に建てられたものが2戸、そして昭和28年に建てられたものが3戸、そして平成8年に建てられたものが2戸でございます。2人住んでいるというのが、この一番新しい平成8年に建てられたものでございます。そして、神崎団地につきましては、28年に建てられたものが3戸、昭和39年に建てられたものが9戸でございます。昭和39年に建てられたもの9

戸のうち、1戸、1人住んでおりますのが、昭和39年に建てられたところでございます。おっしゃるように、今後の計画でございますけれども、長寿命化計画等立てました。しかし、これにつきましては、あくまで机上と言いますか、今の計画上の話でございます。かなり老朽化しております。そして、やはりその入居、入居する者がいるのかいないのか、ということも今後議論するところになってこようかと思えます。今後広田地域につきましては、やはり活性化と言いますか、そういったものも考えていく中で、公営住宅の有効活用というものも考えていかなければなりません。そういったところで、この計画につきましては、今後十分検討をするというようなことになってこようかと、そういうことになりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（平岡文男） 森永議員。

○6番（森永茂男） 32年と言いますと、かなり向こうになりますので、その頃にどういう状況になっておるかの現実問題、わからんのが、事実ではなかろうかと思えますが、要は造ってしまつたらあと維持管理費もいりますので、十分検討を重ねていただきまして、やっていただきたいと思えます。以上です。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。三谷議員。

○16番（三谷喜好） ページ数でまず申し上げますと、この資料の分の15ページですかね。この中の、中ほどに広田地区は地すべり危険箇所というところがございます、縷々書いておいでますが、これらの土石流災害の対応をする体制の整備が求められている。なんかこれ他人事みたいですね。もっと強い、そして、広田全体に広がっていますよと謳っておきながら、もう一つなんか欲しいんじゃないかのかと。いわゆる土砂災害防止法の施行令の2条のレッドゾーン、そしてイエローゾーン、2条のイエローゾーン、3条のレッドゾーン、これ増えよというんで、町も認めておるんでしょ。例の広島の大雨のあれがあるじゃない、この中には発生しないという状況じゃないんですよ。ですからこのところもっとね、安心できるように、何か付け加えていくのが今後のあれじゃないかなと思えます。昨日にも関連したことでございますけれども、いっぺんにやることは大変なことなんです。ですから、ソフト面からでもね、こうふうに安心できるようにしてあげる、これも一つの行政の方法だと思えます。あえて今日は何も申し上げん予定でございましたけれど、ちょっとここの表現がね、柔らかい、今はこう書いても今後どんどん進んでいくことを期待して、質問を終わります。以上、ありがとうございました。答弁ありません。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。面岡議員。

○7番（面岡利昌） ちょっとデマンドタクシーのことを言われたんじゃないけど、今はそこそこお客さんおるんで、なんとかなるんで、将来乗らなくなったら町がどうかこうか言うたんですが、そこらへんの説明を、ちょっとお願いします。

○議長（平岡文男） 大江課長。

○企画財政課長（大江章吾） 面岡議員さんのご質問にお答えをいたします。デマンド

タクシーの車両の購入という、その計画ということでよろしいでしょうか。そういうふうに捉えたわけですが、今現在の状況でございます。まず、10月から自主運行を始めております。これにつきましては、月水金を運行日といたしまして、午前中に3便、午後に3便運行いたしております。10月の実績でございますけれども、45の方が利用をされております。そして、11月につきましては、35の方が利用されております。計2カ月で80の方が利用されております。そして、このうち広田地域内で移動された方が17名。そして、広田から砥部の中心部に移動された方が63名ございます。この内容、主なものといたしましては、やはり買い物、Aコープであるとかですね、そういった方が主な目的で利用されてる方が多いというふうでございます。これで、今後でございますけれども、今、広田タクシーに委託をしておりますけれども、車両が2台しかございません。今後の状況を勘案しまして、もう少し利用が増えるであるとか、要望があってもう少し日数を増やす、そういう場合につきましては、車両が足りなくなってしまう、そういうふうな可能性が十分考えられます。そのために、車を1台、計画するというようなことでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 他に質疑ございませんか。井上議員。

○12番（井上洋一） 17ページですが、医療の確保ということで掲載されておりますし、この資料1の方も同じように書かれております。この計画の中にも28年度から32年度にかけて、各年度診療所内の事業が計画されております。それはそれとして、金額的には大した金額ではございませんが、将来展望として、この診療所をずっと運営していかれるのかどうか。そのへんを含めてちょっとご答弁お願いしたいと思います。

○議長（平岡文男） 相原保険健康課長。

○保険健康課長（相原清志） 井上議員さんのご質問にお答えをいたします。ご質問にもありましたように、広田地区の唯一の医療機関でございます国保診療所の利用状況というのは、毎年患者さん、減ってきております。特に医科の方は顕著な状況で、歯科につきましては横ばいでございます。この今回計画に載っております、医療機器の買い替えでございますが、地域審議会の中でも要望があったものもございまして、それ以外も、件数といたしましては、そんなに1日の利用頻度多くないものもたくさんあります。ですが、この診療所というのが、広田地区唯一の医療機関でありますし、年々、例えば病気になられまして、それが重症化しまして他の病院に転院される、それとか、入院で町外の病院に入院される、そういった方も増えてきてはおります。しかし、軽い病気の方、それとか病状の安定している方、その方たちにとりましては、唯一の医療機関でございますので、今後とも広田診療所は地元の唯一の医療機関として存続をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（平岡文男） 井上議員。

○12番（井上洋一） 課長の答弁はわからなくもないんですが、地元広田地区の方から、もう廃止してもいいんじゃないかというような声もちらほら聞こえてきますので、我々

砥部地区に住んでおりましたら、直接の影響はないんですが、そのへんを鑑みて、どんなのかなど。私は退けというわけではないんですよ。ただ、将来を考えて、そのあたりはどのようなスパンでやっていかれるのかと、そのへんをお聞きしたいんです。

○議長（平岡文男） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 今回の過疎地域の自立促進計画、5年というふうなことで、今現在先ほど課長答弁させていただきましたように、今存続という形で、5年間の計画を立てております。先ほどの井上議員さんのご質問の中で、地域の人が云々ということにつきましては、まだ、私の耳には届いておりませんので、このことについてはちょっとはっきりした答えができませんけれども、現在の5年の計画の中では、将来そういったことも当然議論として出てくるだろうということは十分把握はしておりますけれども、今回の計画の中では存続という形でさせていただいております。以上です。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。お諮りします。議案第51号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第2 議案第52号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第2議案第52号砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第52号砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明いたします。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように定める。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、4ページをご覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するも

のでございます。マイナンバー法では、マイナンバーの利用できる法定事務が規定されていますが、法定事務以外の事務で、町独自にマイナンバーの利用や特定個人情報の提供を行う場合は、条例で事務の範囲を定める必要があるため、この条例を制定するものでございます。それでは、1ページの方をお願いいたします。まず第1条では、この条例の趣旨を規定しております。次に第2条では、用語の定義を定めております。次に2ページをお願いいたします。第3条では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する町の責務を定めております。次に第4条では、個人番号の利用範囲について規定をしております。第5条につきましては、特定個人情報の提供について規定をいたしております。そして、4ページの方をご覧ください。別表第1で、町独自で行う事務を明記しております。また、別表第2で、その事務で提供を受けられる特定個人情報を明記しております。さらに、別表第3におきましては、当該地方公共団体の他の機関に特定個人情報を提供できる事務を明記しております。3ページの方をお願いいたします。附則でございます。この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。井上議員。

○12番（井上洋一） 11月だったと思いますが、砥部町が住民説明会をされたと聞いておりますが、そのあたりで、特にこのようなことが問題だとか、質問内容です。ポイントが分かれば、そのへんお知らせ願いたいと思いますが。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 井上議員さんのご質問にお答えします。マイナンバー制度の説明会、先月、11月の25日、26日と、25日につきましては砥部地区、26日につきましては広田地区で開催をいたしました。砥部地区におきましては、午前の部、夜の部と合わせまして115名の方、そして広田地区につきましては、19名の方のご参加をいただきました。それとは別に、各区の方から、要望がある区につきましては、現在、順次区の方に出向いて説明会をしております。今のところ合わせまして、全部で20区ぐらいの要望が出ておまして、これまでに8カ所ほど、現在説明が終わっております。その制度の説明会の中でのご質問ですが、一番多いのはカードが2つできるということで、通知カードと個人番号カード、この2つのカードがどういった違いがあるのかというようなところの質問が一番多いわけでございます。それと、その個人番号カードの申請の仕方っていうのを説明するんですけども、なかなかそこらあたりのご理解がちょっと難しいというところもありますので、そこらあたりを重点的に今現在進めております。あと、個人番号カードを作った時のカードの期間、使える期間というはどれぐらいあるのかというようなところ、これは10年間でございますけれども、そこらあたりの質問、こういった質問が今のところ、この制度の説明会をやってみて、覚えている質問でございます。

以上でございます。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。山口議員。

○10番（山口元之） うちも夕べちょっと説明に来てもらったんですけど、総務課と戸籍税務課が説明に来てくれたんですよ。そしたら、どちらが主体で、どこまでやっていくんかいうんがちょっとわかりにくいんと、そして、お年寄りの方が、やりたいんだけど自分でようせん言うたときに、じゃあどちらがやるんかと。そしたら、総務課へ来てくださいとか、戸籍税務課に来て下さいとか、そういう説明も加えていく方がスムーズにいくんじゃないかと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長（平岡文男） 重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 山口議員さんのご質問にお答えします。総務課と戸籍税務課、両方の職員が行っております。制度全般的なことにつきましては、現在、総務課の方が担当しております。それと通知カード、個人番号カード、これの申請等につきましては、戸籍税務課の方でやるということでございますので、戸籍税務課の方が担当しておることでございます。なかなかそこらあたり、ちょっと、両方、2つの課が行ってるので、難しいところがございますが、そういうふうな形で役割分担をしておるところは、各区に出向いても申しておるところでございます。個人番号カードの申請の仕方がわからないといった場合につきましては、戸籍税務課の住民係の方が窓口になっておりますので、そちらの方に問い合わせさせていただくなり、窓口に来ていただければ、そのカードの作り方等につきましては、説明を差し上げているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 山口議員。

○10番（山口元之） そうに説明してもらったらわかるんですね、今度、現地に行つて説明する時は、そういうことをはっきり言うてから説明していただければと思います。よろしく願いします。

○議長（平岡文男） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。お諮りします。議案第52号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思ひます。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よつて、議案第52号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3 議案第53号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第3議案第53号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松邦和） 議案第53号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律におきまして、本条例で引用しております地方公務員法の第24条の第2項が削除されたことに伴い、項のずれが発生しましたので、提案するものでございます。内容につきましては、議案第53号資料の新旧対照表をご覧ください。第1条中、第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。議案書の方にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第53号の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第53号は総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって議案第53号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4 議案第54号 砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第4議案第54号砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。岡田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（岡田洋志） それでは、お手元に議案第54号をお願いいたします。議案第54号砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について。砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、平成27年9月30日に公布された地方税法施行規則等の一部を改正する省令において、マイナンバー法に関連する条項が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。改正内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。お手元に議案第54号資料をお願いいたします。第1条においては、法人番号を記載することとしていましたが、今回の改正により、記載しないこととなったため、右側、現行赤字のところを削ります。次に、第36条の2第9

項は、第1条で削った法人番号の定義、説明を加えます。次に一番下のところ、第63条の2第1項第1号、2ページをお願いします。第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号、次に3ページをお願いします。第147条第1号については、それぞれマイナンバー法における法人番号の説明を加えたものでございます。次に、附則第1条第4号では、本則第1条で改正と同様、第2条第3号及び第4号を削るものでございます。それでは、議案書の方にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第54号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第55号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

##### (説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第5議案第55号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（岡田洋志） 議案第55号をお願いいたします。議案第55号砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、マイナンバー法の規定に基づき、国民健康保険税の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を追加するため、提案するものでございます。改正内容でございますが、第26条第2項第1号中、及び氏名を、氏名及び個人番号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいうに改めるものでございます。附則、この条例は、平成28年1月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第55号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 6 議案第 56 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第 6 議案第 56 号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田介護福祉課長。

○介護福祉課長（門田伸介） 議案第 56 号砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成 27 年 12 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、マイナンバー法の規定に基づき、介護保険料の徴収猶予及び介護保険料の減免に係る申請書の記載事項に個人番号を追加するため、提案するものでございます。改正の内容でございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。議案第 56 号資料の新旧対照表 1 ページをご覧ください。第 10 条第 2 項第 1 号中、及び住所を、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を言う。以下同じ。）に改める規定の整理を行いました。続きまして、2 ページをご覧ください。2 ページをご覧ください。第 11 条第 2 項第 1 号中、及び住所を、住所及び個人番号に改める規定の整理を行ったものでございます。それでは議案書の方にお戻りください。附則でございますが、この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する、とします。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第 56 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 7 議案第 57 号 砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正について  
(説明・質疑・産業建設常任委員会付託)

○議長（平岡文男） 日程第7議案第57号砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） それでは、議案第57号についてご説明いたします。砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正について。砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、次のページをお願いいたします。改正案の新旧対照表でございますが、左が改正案でございます。まず利子補給の対象、第2条でございますが、新たに愛媛県中小企業融資制度に基づく資金を加えます。次に利子補給対象資金の限度額第4条でございますが、表現の仕方を変えまして、限度額が500万円。一事業所ということ、毎年度ということでございます。次に利子補給の期間第6条でございますが、2年を5年に延長しております。提案理由といたしましては、町内中小企業をめぐる経営環境は依然として厳しい状況にあることから、補給対象を拡大するとともに補給期間を延長することにより、資金繰りの円滑化を図るため、提案するものでございます。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行としております。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。お諮りします。議案第57号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって議案第57号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時45分です。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~

日程第8 議案第58号 平成27年度砥部町一般会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第59号 平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第60号 平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第61号 平成27年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第62号 平成27年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
（説明・質疑・各常任委員会付託）

○議長（平岡文男） 再開をいたします。日程第8議案第58号から日程第12議案第62

号までの平成 27 年度補正予算 5 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。大江企画財政課長。

○企画財政課長（大江章吾） それでは、議案第 58 号の一般会計から、第 62 号の農業集落排水特別会計までの補正予算についてご説明を申し上げます。内容につきましては、お手元の補正予算の概要にまとめておりますので、ご参考をお願いいたします。はじめに、一般会計について説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 58 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号。平成 27 年度砥部町の一般会計補正予算第 3 号は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,045 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 82 億 5,213 万 6 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。平成 27 年 12 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。歳出補正でございますが、2 億 1,045 万 1 千円の内容につきましてご説明をいたします。主なものについてご説明いたします。全体的なところで、人件費の補正が 379 万 7 千円でございます。まず 2 款総務費でございますが、1 億 2,068 万円増額し、10 億 3,442 万 2 千円といたしました。内容でございますが、1 款総務管理費で、財政調整基金への積立金 1 億 1,700 万円などでございます。次に 3 款民生費でございますが、6,685 万 6 千円増額し、25 億 9,048 万 2 千円といたしました。内容でございますが、1 項社会福祉費で、障害者、障害児のサービス利用者の増加に伴い、障害者福祉サービス費と障害児通所支援費 3,677 万 5 千円の増額。国民健康保険特別会計への一般会計から繰り出す基準が見直されたことに伴う繰出金 2,908 万 3 千円の増額などがございます。次に 4 款衛生費でございますが、150 万 8 千円増額し、7 億 6,361 万 4 千円といたしました。内容でございますが、1 款保健衛生総務費で、予防接種や検診などの情報をスマートフォンに配信する等のシステム導入費用 97 万 1 千円の増額などがございます。次に 6 款農林水産業費でございますが、266 万 4 千円増額し、2 億 8,516 万 7 千円といたしました。内容でございますが、農地中間管理機構への農地貸付者に対する交付金 29 万円。町単独土地改良事業補助金 75 万 8 千円の増額などがございます。次に 7 款商工費でございますが、1,457 万 2 千円増額し、2 億 530 万円といたしました。内容でございますが、窯元案内看板に外国語表記する等の改修を行うための委託料 400 万円。とべ温泉特別会計への繰出金 1,057 万 2 千円でございます。次に 8 款土木費でございますが、266 万 6 千円増額し、6 億 3,062 万 6 千円といたしました。内容でございますが、1 項土木管理費で、職員手当等 133 万 6 千円。2 項道路橋りょう費で、電柱共架物の物件移転補償費 133 万円の増額でございます。次に 10 款教育費でございますが、150 万 5 千円増額し、15 億 636 万 6 千円といたしました。内容でございますが、5 項社会教育費で、中央公民館の LED 照明の修繕料 42 万 6 千円。6 項保健体育費で、陶街道ゆとり公園武道場の竣工式のための経費 45 万 5 千円の増額などがございます。この財源で

ございますが、2ページをお願いいたします。歳入でございます。特定財源といたしまして、13款国庫支出金2,598万5千円。14款県支出金1,997万9千円。そして、一般財源といたしまして、9款、一番上の地方交付税、これは普通交付税でございますが、8,000万円増額。そして、18款繰越金8,448万7千円を充てております。一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、特別会計でございます。はじめに、国民健康保険事業特別会計についてご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第59号平成27年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。平成27年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,603万1千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、予算書の3ページをお願いいたします。事業勘定の歳出でございます。補正額2,500万円の内容でございますが、1項療養諸費では、一般被保険者療養給付費6,000万円の増額。退職被保険者等療養給付費4,000万円の減額で、差引2,000万円の増額でございます。2項高額療養費では、一般被保険者高額療養費1,500万円の増額。退職被保険者等高額療養費1,000万円の減額で、差引500万円の増額でございます。財源でございますが、2ページをお願いいたします。3款国庫支出金3,075万円。9款他会計繰入金、これは一般会計でございますが、2,908万3千円などを増額いたしまして、4款療養給付費等交付金を5,000万円減額いたしました。国民健康保険特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計についてご説明をさせていただきます。介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第60号平成27年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号。平成27年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億844万6千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。補正額14万4千円の内容でございますが、1項総務管理費で、郵送料13万5千円の増額。介護保険事業運営基金への積立金9千円の増額でございます。財源でございますが、2ページをお願いいたします。財産収入9千円。そして、一般会計からの繰入金13万5千円を充てております。介護保険事業特別会計につきましては、以上でございます。

続きまして、とべ温泉特別会計につきましてご説明をさせていただきます。とべ温泉

特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第61号平成27年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号。平成27年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,912万9千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。歳出でございます。補正額101万7千円の内容でございますが、昨年度の回数券の駆け込み購入によりまして、納入する消費税が増加したため、公課費を101万7千円増額いたしました。財源でございます。歳入でございますが、2ページをお願いいたします。昨年の回数券の駆け込み購入や利用者の減少によりまして、1款事業収入を2,188万3千円減額いたしました。そのため、2款繰越金1,232万8千円。5款繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、1,057万2千円を増額をいたしました。とべ温泉特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、農業集落排水特別会計についてご説明をさせていただきます。農業集落排水特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第62号平成27年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第2号。平成27年度砥部町の農業集落排水特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,257万3千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3ページをお願いいたします。補正額7万9千円の内容でございますが、1款1項農業集落排水事業費では、使用料の管理を上下水道と一緒にシステム管理するために、システム構築費20万6千円を増額いたしました。公債費では、利率の見直しにより、元金10万6千円の増額、利子23万3千円の減額で、差引12万7千円の減額でございます。財源でございますが、2ページをお願いいたします。全額繰入金、一般会計の繰入金を充てています。以上で議案第58号の一般会計から、第62号の農業集落排水特別会計までの補正予算について、説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(平岡文男) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。佐々木議員。

○5番(佐々木隆雄) 商工費のところ、窯元の案内を強化するということですね、外国語等の表示というふうなことで出ておりましたんですが、具体的には、どこの言葉なのか教えてください。

○議長(平岡文男) 萬代産業振興課長。

○産業振興課長(萬代喜正) 佐々木議員さんのご質問にお答えします。7款の部分の

窯元案内看板でございますが、これの外国語表示につきましては、英語、中国語、台湾語、韓国語と。ただこれにつきましては、スペース関係がございます。12カ所設置しておる看板で、場所によっては、大きい看板が作れない場合がありますので、ただ、最大限表示したときに四カ国語ということに想定しております。よろしくお願いたします。

○議長（平岡文男） 佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） 今の、最大で四カ国語というふうなことなんですが、もちろん正確なデータはないかと思うんですけども、これらの国の方がですね、砥部町に、1年間とはいわなくてもいいかと思うんですが、推計なりでどれぐらい実際にみえてるのかなど。データというのはおありなんでしょうか。

○議長（平岡文男） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。砥部町に外国人に観光で来ていただいているということは、私のデータとしては持っておりません。また、推計もできにくい状態であることは、今の現状ではそういう形でございます。

○議長（平岡文男） 佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） それでは、これも要望なんですが、県なりのところですね、外国の方が観光というか、来られたというふうなデータなんかもあるかと思しますので、1つはそのへんを参考にでもしてですね、ちょっと累計、推計みたいなものも出していただけると、もう少しこの中身がより良くなるんじゃないかと思しますのでお願いします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。政岡議員。

○9番（政岡洋三郎） とべ温泉の特別会計のことでちょっとお尋ねしたいんですが、今回の補正の場合で、利用者が減少して、一般会計からの繰り入れがされるようですが、これ前、この値上げの時にいろいろ協議したと思うんですよね、料金改正する時に。その時に、計画立てとった利用者と、今回これ出とる利用者でどのくらいの違いが出とるんですか。

○議長（平岡文男） 萬代産業振興課長。

○産業振興課長（萬代喜正） 政岡議員さんのご質問にお答えします。とべ温泉の値上げということでございまして、その時に26年度、27年度予算編成のときにご説明しましたが、まず回数券の売り上げ状況でございますが、26年度中、27年4月1日から値上げということで、26年度に回数券の売り上げが非常に多くなりました。それで、25、26を比較しますと、回数券だけでプラス2,000万円、まず予算としては多くなって、その影響が27年度に出てきております。まず事業収入では、25年度、26年度の実績の平均と、27年度の実績にすると、事業では平均40%事業収入が減ってます。これは、旧の回数券を使ったということでございまして、この回数券の売り上げがあまりにも多かったので、推計した数字とはだいぶ違ってきたということでございます。そして、1点今回の一般会計から繰り入れでございますが、26年度決算が、実質収支が1,232万9千円

ございます。ただこの時に、26年度一般会計から984万3千円の繰り入れをお願いしとった状態で、予算提出できました。ただこれにつきましては、26年度一般会計繰入は実行しておりません。この部分が、27年度に、その分出てきたということでございますので、全体の数字から言うたらおおむね推計数字と合ってます。利用者数につきましては、27年度現時点で月平均、4月が8%減、5月が7%減、6月がプラスマイナス0、7月が15%減という形で、おおむね10%から15%、利用者数は減少しております。ということで、予算関係につきましては、今回補正をお願いしている一般会計から繰り入れでございますが、26年度に不足ということでの上げた分が回数券の売り上げが上昇しまして、それを実行してない部分が27年度に今回お願いするような状態になったと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（平岡文男） 他に。三谷議員。

○16番（三谷喜好） 会計管理者さんにちょっとお尋ねしますがね、財調で1億1,700万を今度は組みましたね。トータルいくらになりましたですか。

○議長（平岡文男） 大野会計管理者。

○会計管理者（大野哲郎） ただいまの三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。財調でございますが、26年度末で14億7,500万でございます。約でございますが、これに新たに1億7,000万加わるということでございますので、16億4,500万程度になろうかと思っております。1点訂正をさせていただきます。今私1億7,000万と申し上げたと思いますが、1億1,700万でございます。合計がちょっと違っておりましたして申し訳ございません。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑を終わります。お諮りします。議案第58号から議案第62号までの平成27年度補正予算5件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって議案第58号から議案第62号までの平成27年度補正予算5件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

各常任委員会に付託しました議案の審査報告につきましては、12月11日の本会議でお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。本日は、これにて散会をいたします。

午前11時10分 散会

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会（第 3 日） 会議録

招集年月日	平成 27 年 12 月 11 日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成 27 年 12 月 11 日 午前 9 時 30 分 議長宣告		
出席議員	1 番 小西昌博 4 番 松崎浩司 7 番 西岡利昌 10 番 山口元之 13 番 土居英昭 16 番 三谷喜好	2 番 古川孝之 5 番 佐々木隆雄 8 番 大平弘子 11 番 西村良彰 14 番 中島博志	3 番 菊池伸二 6 番 森永茂男 9 番 政岡洋三郎 12 番 井上洋一 15 番 平岡文男
欠席議員	なし		
地方自治法 第 121 条 第 1 項の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 佐川 秀紀 教育長 武智 省三 広田支所長 佐伯 修二 戸籍税務課長 岡田 洋志 介護福祉課長 門田 伸介 産業振興課長 萬代 喜正 国体推進課長 西松 伸一 学校教育課長 坪内 孝志	副町長 総務課長 企画財政課長 保険健康課長 建設課長 生活環境課長 会計管理者 社会教育課長	上田 文雄 重松 邦和 大江 章吾 相原 清志 白形 敏明 柿本 正 大野 哲郎 前田 正則
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 丸本 正和 庶務係長 中山 晃志		
傍聴者	3 人		

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会議事日程 第 3 日

・開 議

- 日程第 1 議案第 51 号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 2 議案第 52 号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 53 号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 54 号 砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 55 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 56 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 57 号 砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 58 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議案第 59 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 60 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 61 号 平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 62 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 請願第 3 号 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見採択についての請願
- 日程第 14 請願第 4 号 「安全保障関連法案」の策定の中止を求める意見書提出についての請願
- 日程第 15 請願第 5 号 「伊方原発 3 号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事ならびに愛媛県議会に求める」請願書
- 日程第 16 請願第 6 号 伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を求める請願
- 日程第 17 請願第 8 号 TPP 交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求めることについて
- 日程第 18 請願第 9 号 政府による米価下落対策を求めることについて

- 日程第 19 請願第 10 号 「マクロ経済スライド」の廃止と最低保障年金制度の実現を
求める請願
- 日程第 20 陳情第 8 号 貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書(案)」採択
の陳情について
- 日程第 21 諮問第 8 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 追加日程第 1 議案第 63 号 財産の取得について (砥部町学校給食センター厨房設備機器)
- 追加日程第 2 議案第 64 号 財産の取得について (陶街道ゆとり公園武道場スポーツ備品)
- 追加日程第 3 発議第 5 号 森林・林業政策の推進を求める意見書提出について
- ・閉 会

平成 27 年第 4 回砥部町議会定例会

平成 27 年 12 月 11 日（金）

午前 9 時 30 分開会

○議長（平岡文男） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第 1 議案第 51 号 砥部町過疎地域自立促進計画の策定について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第 1 議案第 51 号砥部町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、議案第 51 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 51 号砥部町過疎地域自立促進計画の策定については、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限の延長に合わせ、本町の過疎地域である広田地区において、総合的かつ計画的な対策を実施することにより、地域の自立促進を図り、住民福祉の向上や地域格差の是正に寄与することを目的に、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画を定めるものです。この計画は、現行の計画に、時点修正による数値等の変更や字句の整理、事業計画の追加や削除などを行ったものです。基本的な事項のほか、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備の各項目に関し、現状と問題点やその対策を掲げ、また、事業計画がある項目については、施策区分ごとに、事業名や事業内容を掲げています。計画の内容は適当と認められ、よって、議案第 51 号は原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。ありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 51 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） ご着席ください。起立多数です。よって、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第52号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第2議案第52号砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、議案第52号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第52号砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、マイナンバー法といわれる法律の規定に基づいて、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する必要な事項を定めるため制定するものです。第1条で条例の趣旨を、第2条で用語の定義を、第3条で個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する町の責務を規定しています。第4条では、法定以外の事務で町長が利用できる個人番号の利用範囲を、ひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものとし、第5条では、教育委員会が、町長に対し、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理するために必要な特定個人情報を求めた場合は、町長は、規則で定める特定個人情報を提供することができるとしています。また、第6条では、委任を規定しています。なお、この条例は、平成28年1月1日から施行することとしています。制定内容は適正と認められ、よって、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。

これから議案第52号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長(平岡文男) ご着席ください。起立多数です。よって、議案第52号は、委員

長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第53号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
について

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第3議案第53号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長(西村良彰) 総務常任委員会に付託されました、議案第53号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第53号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律において、公務員法第24条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1款ずつ繰り上げる改正が行われたことに伴い、条例第1条で引用している地方公務員法の第24条第6項を第24条第5項に改めるものです。この改正による条例内容の変更はありません。なお、この条例は、平成28年4月1日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。申し訳ございません。1項ずつを1款ずつと申し上げましたが、1項ずつということですので、訂正をさせていただきます。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長(平岡文男) 討論なしと認めます。  
これから議案第53号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。  
[起立多数]

○議長(平岡文男) 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第54号 砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 日程第4議案第54号砥部町税条例等の一部を改正する条例の一

部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、議案第 54 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 54 号砥部町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、地方税法施行規則等の一部を改正する省令において、マイナンバー法に関連する条項が改正されることに伴い、所要の改正をするものです。一部改正条例では、第 2 条第 3 号の納付書と第 4 号の納入書に法人番号を記載するという改正をしていましたが、今回、記載しないこととなったため、当該改正規定を削るとともに、附則第 1 条第 4 号中の第 2 条第 3 号及び第 4 号を削る改正を行っています。また、これに伴い、第 36 条の 2 第 9 項の法人町民税申告書、第 63 条の 2 第 1 項第 1 号の区分所有の固定資産の補正の申出書、第 89 条第 2 項第 2 号の軽自動車税減免申請書、第 139 条の 3 第 2 項第 1 号の特別土地保有税の減免申請書、第 147 条第 1 号の入浴税の特別徴収義務者の経営申告書に記載する事項に、それぞれ括弧書きによる法人番号の定義規定を加えています。なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。申し訳ございません。改めて訂正をさせていただきます。第 147 条第 1 号の入湯税を入浴税と申し上げましたが、入湯税の誤りでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。
これから議案第 54 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。
[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 55 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 5 議案第 55 号砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、議案第 55 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 55 号砥部町国民健康保険税条例の一部

改正については、マイナンバー法の規定に基づいて改正するもので、条例第 26 条第 2 項で規定している国民健康保険税の減免申請書の記載事項に個人番号を加えるものです。なお、この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 55 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はございませんか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。  
これから議案第 55 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 6 議案第 56 号 砥部町介護保険条例の一部改正について
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 6 議案第 56 号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 56 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 56 号砥部町介護保険条例の一部改正については、マイナンバー法の規定に基づいて改正するもので、条例第 10 条第 2 項で規定している介護保険料の徴収猶予に係る申請書の記載事項及び第 11 条第 2 項で規定している介護保険料の減免に係る申請書の記載事項に、それぞれ個人番号を追加するものです。なお、この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありますか。
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 7 議案第 57 号 砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 7 議案第 57 号砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第 57 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 57 号砥部町中小企業制度資金利子補給に関する条例の一部改正については、町内中小企業の融資繰りの円滑化を図るため、利子補給の対象を拡大するとともに、利子補給の期間を延長するため改正するものです。まず、第 2 条において規定する利子補給の対象に、株式会社日本政策金融公庫若しくは町内に支店を有する金融機関から借り受けた愛媛県中小企業融資制度に基づく資金を加えています。次に、第 4 条の規定を利子補給の対象となる資金は、予算の範囲内において、毎年度 1 人又は 1 事業所につき 500 万円を限度とすると改めています。また、第 6 条において規定する利子補給の期間を、2 年以内から 5 年以内に改めています。なお、附則において、施行期日を平成 28 年 4 月 1 日とするとともに、経過措置に関する規定をしています。改正内容は適正と認められ、よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。すみません、資金繰りを融資繰りと言うたようなので、訂正いたします。町内中小企業の資金繰りの円滑化、ということでございます。失礼しました。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 57 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数でございます。ご着席ください。よって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 58 号 平成 27 年度砥部町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 59 号 平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 議案第 60 号 平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 61 号 平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 62 号 平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第 8 議案第 58 号から日程第 12 議案第 62 号までの平成 27 年度補正予算 5 件を一括議題といたします。委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 58 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、清掃費関係で、美化センター職員 1 人の病気休暇に伴い、臨時職員賃金を 53 万 7 千円増額しています。農業費では、農地中間管理機構への農地貸付けに協力した農業者に交付する耕作者集積協力金 29 万円を増額、町単独土地改良事業として、かんがい排水工事 2 件と災害復旧工事 2 件に対する補助金 75 万 8 千円を増額、砥部町土地改良区の銚子ダム公園への顕彰碑建立費用に対する交付金 144 万円を増額、農業集落排水特別会計への繰出金を 7 万 9 千円増額しています。商工費では、町商工会が設置した窯元案内看板に外国語を表記するなどの改修を行うため、委託料を 400 万円増額、とべ温泉特別会計事業収入不足に伴い、とべ温泉特別会計への繰出金を 1,057 万 2 千円増額しています。また、当初予算に計上していた観光パンフレット作成事業に、県補助金を活用できることとなったため、観光費において財源組替を行っています。土木費では、町道原町上の段線他 1 線の拡幅工事において支障となる愛媛 C A T V 通信線の移転補償金 133 万円を増額しています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。次に、議案第 61 号平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第 1 号は、歳出では、入浴料値上前の回数券の駆け込み購入による 26 年度売上増に伴い、今年度納付する消費税額が増加したため、公課費を 101 万 7 千円増額しています。歳入では、事業収入を 2,188 万 3 千円減額し、前年度繰越金を 1,232 万 8 千円増額、一般会計繰入金を 1,057 万 2 千円増額しています。次に、議案第 62 号平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 2 号は、歳出では、使用料徴収管理を、既存の上下水道料金システムで行うことに伴い、システム改修委託料 20 万 6 千円を増額しています。また、下水道事業債の利息見直しに伴い、町債償還元金を 10 万 6 千円増額し、支払利息を 23 万 3 千円減額しています。これらの

財源は、全額、一般会計繰入金で賄っています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第 58 号、第 61 号、第 62 号の 3 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。すみません、度々。利率、利息と言ったそうでございますので、利率に訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（平岡文男） 森永厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 58 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係で、障害のある方などが、外出時に困りごとが起こった時などに、手助けがほしいことを周囲に伝え、支援を受けやすくするためのヘルプカードを作成する経費 6 万 5 千円を増額、26 年度事業費の確定に伴い、障害者医療費国庫負担金の返還金 17 万 6 千円を増額、手話通訳者派遣の利用回数の増加に伴い、コミュニケーション支援事業委託料を 30 万 3 千円増額、障害福祉サービスや障害児通所支援利用者の増加に伴い、障害者自立支援給付費支給事業費を 3,683 万 6 千円増額、国保特別会計事業勘定への繰出金の算定基準見直しなどに伴い、事業勘定への繰出金を 2,908 万 3 千円増額、介護保険事業特別会計への繰出金を 13 万 5 千円増額しています。衛生費、保健衛生費関係では、乳幼児健診や予防接種などの情報を保護者の携帯電話やスマートフォンに配信するための経費 97 万 1 千円を増額しています。教育費では、麻生小学校と宮内小学校に学校生活支援員を追加配置するため、賃金を 62 万 4 千円増額、中央公民館体育館の LED 照明 4 基の修繕料 42 万 6 千円を増額、陶街道ゆとり公園武道場の竣工式に係る経費 45 万 5 千円を増額しています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。また、地域住民生活等緊急支援のための交付金の充当額の変更により、児童福祉総務費と母子衛生費において、財源組替を行っています。次に、議案第 59 号平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、事業勘定のみ補正で、歳出では、一般被保険者の一人当たり医療費の増加などに伴い、一般被保険者に係る療養給付費と高額療養費合わせて 7,500 万円を増額しています。また、退職被保険者数の減少などに伴い、退職被保険者等に係る療養給付費と高額療養費合わせて 5,000 万円を減額しています。この財源は、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、前年度繰越金で賄っています。次に、議案第 60 号平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は、保険事業勘定のみ補正で、歳出では、一定以上所得者の自己負担割合が 1 割から 2 割へ変更となったことに伴い、介護保険負担割合証を送付するため、不足する通信運搬費を 13 万 5 千円増額しています。また、介護保険事業運営基金積立金を 9 千円増額しています。これらの財源は、一般会計繰入金と基金預金利子で賄っています。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第 58 号、第 59 号及び第 60 号の 3 議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

す。

○議長（平岡文男） 西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 58 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号のうち、当委員会所管の歳出の主なもの、総務費では、東日本大震災の被災地である宮城県山元町へ、来年度も職員を 1 人派遣するため、現地下見や赴任に係る旅費 39 万円を増額、広田地区の衛星インターネット受信設備設置委託料 13 万 3 千円を増額、入札契約システム設定委託料 18 万 7 千円を増額、財政調整基金積立金を 1 億 1,700 万円増額しています。また、選挙権年齢が 18 歳以上へと引き下げられることに伴う、選挙人名簿システム改修委託料 86 万 4 千円を増額しています。以上のほか、職員の人件費などの補正がなされています。次に、歳入については、2 億 1,045 万 1 千円を増額するもので、地方交付税を 8,000 万円増額、国庫支出金を 2,598 万 5 千円増額、県支出金を 1,997 万 9 千円増額、繰越金を 8,448 万 7 千円増額しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

討論、採決については 1 件ずつ行います。議案第 58 号平成 27 年度砥部町一般会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 58 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方のご起立願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 59 号平成 27 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 59 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 59 号は、委員

長の報告のとおり可決をされました。

議案第 60 号平成 27 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 60 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決をされました。

議案第 61 号平成 27 年度砥部町とべ温泉特別会計補正予算第 1 号について、討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 61 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数でございます。ご着席ください。よって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 62 号平成 27 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第 62 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 起立多数です。ご着席ください。よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

[佐々木隆雄議員退席]

~~~~~

日程第 13 請願第 3 号 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見採択についての請願  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 13 請願第 3 号安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見採択についての請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 第3回定例会において総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、請願第3号安全保障関連2法案の廃案を求める意見採択についての請願について、11月30日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は、戦争につながる安全保障関連2法案の廃案を求める意見書を、国の機関に対して提出することを求めるものです。協議において、戦争を抑止するための必要な法案であり、不採択とすべきとの意見や、法案の段階での請願であり、既に国会で可決・成立しているため、内容についての議論にならないとの意見、今さら、意見書を国に送付しても意味がないとの意見があり、採決の結果、請願第3号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから、請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第3号を採択することに賛成の方のご起立を願います。

[起立少数]

○議長（平岡文男） 起立少数でございます。よって、請願第3号は、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第14 請願第4号 「安全保障関連法案」の策定の中止を求める意見書提出についての請願

(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第14 請願第4号安全保障関連法案の策定の中止を求める意見書提出についての請願についてを議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 第3回定例会において総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、請願第4号安全保障関連法案の策定の中止を求める意見書提出についての請願について、11月30日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は、安全保障関連法案の策定を中止するよう求める意見書を、政府に対して提出することを求めるものです。協議において、先ほどの請願第3号と同じようなことであり、不採択とするべきとの意見があり、採決の結果、

請願第4号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はございませんか。
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。
これから、請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第4号を採択することに賛成の方のご起立を願います。
[起立なし]

○議長（平岡文男） 起立なし。よって、請願第4号は、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第15 請願第5号 「伊方原発3号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事ならびに愛媛県議会に求める」請願書  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第15 請願第5号伊方原発3号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事ならびに愛媛県議会に求める請願書についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 第3回定例会において総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、請願第5号伊方原発3号機の安全性ならびに避難計画の実効性が確実に確保されないかぎり、再稼働の同意をしないことを愛媛県知事ならびに愛媛県議会に求める請願書について、11月30日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は、伊方原発3号機の安全性、並びに原子力地域防災計画の有効性が検証されない限り、伊方原発3号炉再稼働の拙速な同意を行わないことなどを求める意見書を、愛媛県知事並びに愛媛県議会に提出することを求めるものです。協議において、既に、知事が再稼働同意を明確に表明しており、請願の趣旨が変わってきているとの意見や、地元の議会や町長も再稼働への意思を表明しているので、不採択とすべきとの意見があり、採決の結果、請願第5号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから、請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第5号を採択することに賛成の方のご起立をお願いします。

[起立なし]

○議長（平岡文男） なし。よって、請願第5号は、委員長の報告のとおり、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第16 請願第6号 伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を求める請願

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（平岡文男） 日程第16 請願第6号伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村総務常任委員長。

○総務常任委員長（西村良彰） 第3回定例会において総務常任委員会に付託され、継続審査となっていました、請願第6号伊方原発の再稼働を認めないよう愛媛県知事に意見書送付を求める請願について、11月30日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は、原発事故を確実になくすという確認ができていない現状においては、伊方原発の再稼働を認めないよう求める意見書を、愛媛県知事に提出することを求めるものです。協議において、既に、知事の答えは出ているとの意見があり、採決の結果、請願第6号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから、請願第6号の採決を行います。請願第6号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第6号を採択することに賛成の方のご起立をお願いします。

[起立なし]

○議長（平岡文男） 起立なし。よって、請願第6号は、不採択とすることに決定をいたしました。

[佐々木隆雄議員復席]

ここで暫時休憩をいたします。再開は50分です。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

日程第17 請願第8号 TPP交渉「大筋合意」は撤回し、調印・批准しないことを求めることについて

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(平岡文男) 再開いたします。日程第17 請願第8号 TPP交渉大筋合意は撤回し、調印・批准しないことを求めることについてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(山口元之) 産業建設常任委員会に付託されました、請願第8号 TPP交渉大筋合意は撤回し、調印・批准しないことを求めることについて、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、TPP交渉大筋合意の詳細と協定本文を速やかに開示し、国会と国民の議論を保障すること、国会決議に違反する合意は撤回し、協定への調印・批准は行わないことを求める意見書を、国に対して提出することを求めているものです。協議において、請願事項だけでなく、様々なことを加味する必要がある、日本全体を考えると不採択とすべきとの意見や、日本だけではなく、関係各国の判断で合意したことであり、反対しても難しい面があるとの意見などがあり、採決の結果、請願第8号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(平岡文男) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(平岡文男) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。まず、委員長の報告に反対者の発言を許可いたします。佐々木隆雄君。

○5番(佐々木隆雄) 議長の許可を得まして、請願第8号、委員会での不採択に対する反対の討論をいたします。砥部町議会では、平成26年6月20日付けで、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、TPP担当大臣宛に、TPP交渉に関する意見書を提出いたしました。皆さんご記憶あるかと思います。その中の一部ですが、ちょっと読ませていただきます。安倍総理をはじめ、政府の主要閣僚及び与党幹部は、国会及び自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、両決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければ

ならない。他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保健、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。そして記として、ひとつTPP交渉において、衆参農林水産委員会決議や自民党決議を必ず実現すること。2つ目、TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。3点目は、地域農業や関連産業の振興に大きな役割を果たしているという地域特産物であるかんきつについて、今後とも地域における生産が継続して行われていくよう十分念頭に置いたうえで、断固とした対応をとること。というふうな中身のですね、今言いましたように、去年の6月20日、ここで決議を行い、提出したわけです。記憶にあらうかと思いますが、国会決議には、重要品目は、交渉から除外または再協議、あるいは10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も認めない、重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないなどとありました。しかし、主食である米は、国内では米が余るからということで、もうすでにずっと以前から、減反をさせております。むしろ主食米から飼料米への転換も進めているような状況もあります。にもかかわらず、年間77万トンのミニマムアクセス米に加えて、アメリカやオーストラリアには特別枠を、今度設定しようというふうにして、輸入をさらに増やそうというような計画だとか、酪農製品の輸入拡大のための輸入枠を設定する、あるいは牛肉や豚肉の関税を大幅に引き下げ、中には廃止するというふうなことまでされようとしております。広範囲にさまざまな影響を国民生活にもたらす条約があるにもかかわらず、日本政府のいろんな提案、さらには交渉相手国からの要求、そのようなものについて、一切明らかにされておられません。国民の目から離れて徹底した秘密交渉で、大筋合意に至っていることが、本来なら国会を召集し、すみやかに国民や国会に明らかにしなければならないのに、安倍内閣はそれもしておりません。非常に重大な状況なまま、国民の目には、わからない、そのようなことになっております。冒頭言いましたように、我々が出した意見書と比べて、現状はそうとうかけ離れております。私たちは、簡単に今のような大筋合意を受け入れていいんでしょうか。むしろ、意見書を出して我々は、この中にあるような情報開示の問題だとか、迫っていくことが我々の役割では、仕事ではないんでしょうか。今回の請願、不採択することについて、矛盾はないんでしょうか。議員の皆さんにそのことを訴えて、私の請願不採択の反対の討論といたします。

○議長（平岡文男） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。3番菊池伸二君。

○3番（菊池伸二） 3番菊池伸二です。議長の許可を得ましたので、報告させていただきます。私は委員長の否決報告に賛成いたします。TPP協定交渉の大筋合意を踏まえた総合的な政策対応に関する基準方針ですが、TPP協定はアジア太平洋地域12ヵ国

にももの関税だけではなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀のルールを構築する連携協定となっております。今般、TPP 閣僚合意はアジア太平洋の世紀の幕開けとなる画期的なもので、わが国にとっても国益を確保し、成長を確かなものとし、次の世代、またその次の世代の繁栄と活力を受け継ぎ、チャンスに満ち溢れた日本を取り戻し、日本の未来を切り開く歴史的な第一歩であると訴えております。また、今般の合意を踏まえ、国会承認に法案等も含めた総合的な政策面での対応を行っていくことが必要であり、その際、以下の 3 点を目標としております。1、TPP の活用促進による新たな市場開拓等。これは幅広い経済主体が TPP を活用して新たなグローバル・バリューチェーンを構築することを促す。2、TPP を契機としたイノベーションの促進、産業活性化。これは TPP の効果を最大限発現することによる多様な分野の生産性向上、多くの地域での産業活性化等を通じて、わが国の成長を確かなものとする。3、TPP の影響に関する国民の不安を払拭し、特に農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能になるよう。これは強い農林水産業をつくりあげるため万全の施策を講じるとあります。確かに、生産の方々には解決すべき点が多々あるかもしれませんが、消費者から見れば、輸入食料品が安くなり、低所得者というんですか、その方々の TPP を歓迎する消費者が多いのも事実だと思います。このようなことから、国が決めた大筋合意を見守るべきではないかと思ひ、今回の大筋合意を撤廃する請願については、否決をいたし、委員長の報告のとおり賛成いたします。以上です。

○議長（平岡文男） 他に討論はありませんか。

[討論なし]

これで討論を終わります。

これから、請願第 8 号の採決を行います。請願第 8 号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第 8 号を採択することに賛成の方のご起立を願います。

[起立少数]

○議長（平岡文男） お一人でございます。ご着席ください。よって、請願第 8 号は、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 18 請願第 9 号 政府による米価下落対策を求めることについて
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第 18 請願第 9 号政府による米価下落対策を求めることについてを議題といたします。所管の常任委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、請願第 9 号政府による米価下落対策を求めることについて、審査の結果をご報告申し上げます。

請願事項は、「暴落した米価を回復させるため、米価決定の市場任せをやめ、備蓄米の買い入れなど米の需給と価格の安定に国が責任をもつ政策を確立すること」を求める意見書を、国に対して提出することを求めるものです。協議において、まだ判断するのは難しく、もう少し調査研究が必要であり、継続審査を望むとの意見や、請願第8号と同じように、TPPの話もかかわってくるので、不採択とするべきとの意見などがあり、採決の結果、請願第9号は、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。佐々木議員。

○5番（佐々木隆雄） 山口委員長にお尋ねいたします。継続ということですが、我々常任委員会の任期が来年の2月5日までとなっております。それまでの間に、継続ということですから、審議をされるのかどうか。それについてお考えをお聞かせください。

○議長（平岡文男） 山口元之君。

○産業建設常任委員長（山口元之） ただ今の佐々木議員さんの質問でございます。我々も、もう2月で委員会が変わるということは承知しております。そのため、1月の中旬から下旬にかけて、このことに関して、一応協議をしたいと。その前に委員の皆様にも、もう1回調査、研究をしていただくということで、了承をいただいております。もし結果が出なければ、もう次の委員会にお任せしなければならないと思います。そのためには、何かは出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（平岡文男） 他に質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

請願第9号の採決を行います。請願第9号に対する委員長の報告は、継続審査です。請願第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、請願第9号は、継続審査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第19 請願第10号 「マクロ経済スライド」の廃止と最低保障年金制度の実現を  
求める請願

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第19 請願第10号マクロ経済スライドの廃止と最低保障年金制度の実現を求める請願を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。森永議員。

○厚生文教常任委員長（森永茂男） 厚生文教常任委員会に付託されました、請願第10号マクロ経済スライドの廃止と最低保障年金制度の実現を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、「金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライドを廃止すること、全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること、現在、隔月払いの年金支給を毎月払いにすることを求める意見書を、関係機関に対して提出することを求めるものです。協議において、世代間の負担や財源不足などトータルで考えれば、年金制度維持のため現行でやむを得ないので、不採択とするべきとの意見や、マクロ経済スライドの廃止や最低保障年金制度の実現は、財源確保の問題や負担の不公平感ということもあり、現実的に難しいが、年金支給を毎月払いにすることは考える余地があると思うので、継続審査を望むとの意見などがあり、採決の結果、請願第10号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。まず、委員長の報告に反対者の発言を許可をいたします。

5番佐々木隆雄君

○5番（佐々木隆雄） 請願第10号、委員会不採択に対する反対の討論をいたします。請願の趣旨の中にも数字がたくさん出ております。これは時間の関係で省かせていただきますが、マクロ経済スライド制度というものは、高齢者の平均余命の延びと、現役人口の減少を合わせた率で年金額を毎年下げていくという仕組みです。政府は、これから30年間毎年下げ続けることをどうも計画しているようでございます。基礎年金部分は、約30%低下すると言われております。これでは、大半の人が年金で生活することができなくなってしまいましたか。この請願書の中にもありますが、そういったことで、30代40代の現役世代から、老後に安心できる年金を受け取れないのではないかというふうな危惧が出ていと言われております。また、現在、非正規労働者というのが40%に達しております。非正規労働者の低賃金、非常に深刻です。年金額は現役時の賃金額を反映しております。そういう意味では、最低保障年金がなければ、安定した老後の暮らしもおぼつかなくなってしまう。財源問題、確かにあろうかと思いますが、無駄を削って回すという方法は、いくらでも考えられるのではないのでしょうか。年金はすべての国民にとっての重大な問題で、この国民生活を崩していくというふうな、私は暴挙ではないかというふうに思いますが、そういう制度は、早くやめるべきじゃないかというふう

に思っております。そういうふうな立場から、請願不採択に反対をいたします。

○議長（平岡文男） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許可いたします。2番古川孝之君。

○2番（古川孝之） 2番古川孝之です。議長さんの許可をいただきましたので、発表させていただきます。それでは、請願第10号マクロ経済スライドの廃止と最低保障年金制度の実現を求める請願につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。この請願では、まず、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みであるマクロ経済スライドの廃止を求めています。しかしながら、現時点でこれを廃止すれば、持続的で安定した年金制度とするための枠組みが崩れることになり、将来世代における年金制度の崩壊につながることになりかねません。このため、現時点でマクロ経済スライドを廃止するということは、きわめて難しいものと考えています。次に、最低保障年金制度の実現を求めていることについては、多額の財源を確保することが可能なのか疑問があります。また、制度を実現したとしても、当面は現行制度に基づく給付が残るため、現在の無年金者や低年金者をすぐに救済することにはならないと考えます。以上のとおり、マクロ経済スライドの廃止と最低保障年金制度の実現を求める意見書の提出に同意することは難しく、この請願は不採択とするとの委員長報告に賛成、原案に反対するものです。以上です。

○議長（平岡文男） 他に討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論を終わります。

これから、請願第10号の採決を行います。請願第10号に対する委員長の報告は、不採択です。請願第10号を採択することに賛成の方のご起立を願います。

[起立少数]

○議長（平岡文男） 起立少数です。ご着席ください。よって、請願第10号は、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第20 陳情第8号 貴議会における「森林・林業政策の推進を求める意見書(案)」
採択の陳情について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 日程第20 陳情第8号貴議会における森林・林業政策の推進を求める意見書案採択の陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 産業建設常任委員会に付託されました、陳情第8号貴議会における森林・林業政策の推進を求める意見書案採択の陳情について、審査の結果をご報告申し上げます。陳情事項は、現行森林・林業基本計画に基づく施策の着実

な推進と、平成 28 年度を始期とする森林・林業基本計画に、主伐・再造林の推進をはじめとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させる等、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図ることなど 6 つの事項を実現するよう求める意見書を、国の機関に対して提出することを求めるものです。協議において、昨年も同じようなものを採択しており、今回も同じことをする必要があるのかどうか疑問があるとの意見や、何度でも採択すればよいとの意見、鳥獣害対策の強化などの要請も入っており、採択すべきとの意見などがあり、採決の結果、陳情第 8 号は、採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（平岡文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

陳情第 8 号の採決を行います。陳情第 8 号に対する委員長の報告は、採択です。陳情第 8 号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、陳情第 8 号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用いたしまして、学校給食センター改築検討特別委員会及び全員協議会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前 11 時 22 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

~~~~~

日程第 21 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、採決)

○議長（平岡文男） 再開します。日程第 21 諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第 4 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成 27 年 12 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町岩谷口 562 番地。氏名、日野長治。生年月日、昭和 24 年 6 月 16 日。提案理由、中塚香代委員は、平成 28 年 3 月 31 日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものである。よろしくお願

をいたします。

○議長（平岡文男） お諮りします。本件については、質疑及び討論は省略して採決を行いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、本件は、質疑及び討論は省略して採決することに決定をいたしました。

諮問第4号の採決を行います。諮問第4号は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、諮問第4号は、適任であると答申することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま佐川町長から議案第63号及び議案第64号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって議案第63号を追加日程第1とし、議案第64号を追加日程第2として議題にすることを決定いたしました。

~~~~~  
追加日程第1 議案第63号 財産の取得について
(砥部町学校給食センター厨房設備機器)
(説明、採決)

○議長（平岡文男） 追加日程第1議案第63号財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。坪内学校教育課長。

○学校教育課長（坪内孝志） 議案第63号財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月11日提出、砥部町長佐川秀紀。1、財産の種類、砥部町学校給食センター厨房設備機器。2、取得の方法、公募型プロポーザル。3、取得する財産、厨房設備機器一式。機器は添付の内訳書のとおりでございます。4、取得金額、金2億6,892万円。5、取得の相手方、愛媛県松山市雄郡2丁目8番25号、株式会社中西製作所松山営業所、所長、荒井新一。提案理由は、砥部町学校給食センターの改築に際し、主要設備である厨房設備機器一式を購入するため、提案するものです。63号資料をご覧ください。備品購入仮契約書です。平成27年12月7日付けで、受注者を株式会社中西製作所として仮契約書を締結しております。納入期限につきましては、建築本体の完了予定としております、平成29年3月31日としております。契約金額は、2億6,892万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、1,992

万円でございます。裏面の2ページをお願いいたします。まず、公募型プロポーザル方式で実施しました理由につきましては、学校給食センター改築に係る厨房設備機器の購入については、運用面、調理能力、作業効率、経済性、保守管理体制等を総合的に判断する必要があるため、契約の性質が競争入札に適さず、公募型プロポーザル方式により、納入業者を選定しております。そのプロポーザルを実施した結果ですが、参加表明のあった2者より提案書の提出があり、審査会による審査の結果、最優秀提案者を株式会社中西製作所松山営業所に決定しております。仮契約の締結ですが、最優秀提案者となった株式会社中西製作所松山営業所に対し、契約に係る見積書の提出を求め、仮契約の契約金額としております。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。

これから議案第63号の採決を行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方のご起立を願います。

[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第2 議案第64号 財産の取得について  
(陶街道ゆとり公園武道場スポーツ備品)  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 追加日程第2議案第64号財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。前田社会教育課長。

○社会教育課長（前田正則） 議案第64号について説明させていただきます。議案第64号をご覧ください。議案第64号財産の取得について。次の財産を取得するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月11日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、陶街道ゆとり公園武道場で使用するスポーツ備品を購入するため、提案するものでございます。1、財産の種類、陶街道ゆとり公園武道場スポーツ備品。2、取得の方法、随意契約。3、取得する財産、柔道畳256枚。空手マット288枚。畳運搬車12台。マット運搬車2台。畳寄せ枠2組。デジタルタイマー2台。付属品を含みます。

4、取得金額、1,501万2千円。取得の相手方、愛媛県松山市空港通5丁目10番6号。北四国商事株式会社、代表取締役、片山昭男。議案第64号の資料をご覧ください。1ページ目は、物品購入の仮契約書の写しでございます。2ページ目は、備品の内訳書等を掲載しております。2ページ目の取得の方法の欄をご覧ください。随意契約とした理由を載せてあります。指名競争入札の結果、落札しなかったため、最低価格を提示した業者と随意契約をすることといたしました。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。  
これから議案第64号の採決を行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方のご起立を願います。  
[起立多数]

○議長（平岡文男） 全員でございます。ご着席ください。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま山口産業建設常任委員長から発議第5号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。  
[異議なし]

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、発議第5号を追加日程第3とし、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~

追加日程第3 発議第5号 森林・林業政策の推進を求める意見書提出について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（平岡文男） 追加日程第3発議第5号森林・林業政策の推進を求める意見書提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。山口産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（山口元之） 発議第5号森林・林業政策の推進を求める意見書提出について、次のとおり砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。平成27年12月11日提出、砥部町議会議長平岡文男様。砥部町議会産業建設常任委員長山口元之。提案理由でございますが、本年3月、山村振興法が改正され、また、地方創生が本格的に始まる中、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切

な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっている。このようなことから、森林・林業政策の推進に向け、今後一層の施策の拡充を求める意見書を国に提出するものでございます。なお、意見書及び提出先につきましては、お手元に配布いたしましたとおりでございます。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡文男） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○議長（平岡文男） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕

○議長（平岡文男） 討論なしと認めます。
これから発議第5号の採決を行います。発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（平岡文男） 全員の方です。ご着席ください。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡文男） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長のごあいさつをお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、12月3日から本日までの9日間にわたり、連日終始、熱心にご審議を賜り、全議案をご議決・ご同意くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。会期中に承りました様々のご提言、そしてご指導、ご指摘いただきましたことは、これからの町政運営並びに行政事務遂行に、反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお願い申し上げます。さて、今年も余すところ20日となりました。議員の皆様におかれまして、年の瀬に向かい、益々お忙しくなるものと思われませんが、くれぐれもお体をご自愛いただき、希望に満ちた新年を迎えられますようご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡文男） 以上をもって、平成27年第4回砥部町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時27分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員

資 料

森林・林業政策の推進を求める意見書

森林は、食料や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にある。

こうした中、本年3月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」等が新たな基本理念に盛り込まれた。

この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が重要となっている。

こうしたことから、国においては、森林・林業政策の推進に向けて、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 現行「森林・林業基本計画」に基づく施策の着実な推進と、平成28年度を始期とする「森林・林業基本計画」に、主伐・再造林の推進をはじめとする資源の循環利用に向けた具体的政策を反映させる等、地域林業における課題解消に向けた新たな政策の確立を図ること。
- 2 「森林・林業基本計画」の着実な推進及び地球温暖化防止森林吸収源対策に係る平成28年度予算の確保を図ること。
また、地球温暖化対策に必要不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加する等、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。
- 3 地球温暖化防止に係る森林吸収源対策については、森林資源の循環による吸収量確保に向け、皆伐跡地の確実な更新、再造林に必要となる苗木の安定供給体制の確立及び種苗事業体の育成対策を強化すること。
また、造林木保護のための鳥獣害対策の強化を図ること。
- 4 「木材自給率50%以上」の達成に向け、地域材を利用した公共建築物の木造化、新たな木材利用の創出及び木質バイオマス等の利用促進を図るとともに、地域材及び認証材の計画的供給・販売体制の確立を図ること。
- 5 地域振興・山村振興に向けて、地方創生と連動した森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、地域資源を活用した林業・木材関連産業の振興による地域林業の確立、定住促進に向けた地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に

に対する支援等、必要な方策を講じること。

また、国の事業の発注に当たっては、事業者の育成・確保の見地に立った都道府県を基本単位とした入札参加資格、植栽から下刈りまで一活した複数年契約の導入など、山村地域の振興、林業における地元雇用の安定的な確保を図れる入札制度に見直すこと。

- 6 条件不利地域など適正な整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。

また、国有林野事業については、公益重視の管理経営と、組織・技術力等を活用した民有林への支援を一層推進し、地域への貢献が果たせる体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月11日

愛媛県砥部町議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
林野庁長官